

市町村は、昭和四十年三月三十一日まで、改正後の第一条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。」との経過規定が設けられ、さらにこの期限は昭和四十年三月、再び三年間延長されて、昭和四十三年三月三十一日まで従来の指定市町村の地方競馬施行権が認められてきたのであります。

しかし、本年三月三十一日をもってこの経過期間が満了し、これまで附則第七条によって競馬を施行してきた市町村は、新たに競馬法第一条第二項によって指定を受けられない限り、今後は競馬の施行はできなくなつたわけであります。

もちろん、地方競馬の制度改正以来すでに六年を経過し、経過措置として十分な期間であつたわけでありますが、その実情について考慮いたしますと、競馬を施行してきました市町村の財政事情は、その多くは大都市あるいは大都市周辺都市または地方中心城市に位置しており、人口の急増等に伴う公共投資等の財政需要はきわめて旺盛で、多額の財源を必要としており、しかも、これら財源のうちを占める地方競馬の収益の割合は毎年度かなりの比率を占めてきているような状況にあつたのであります。したがって、いま直ちにこれらの市町村から地方競馬の開催による収入を全く断つことは、これら市町村の財政に衝撃を与え、各種施策の遂行に支障を来すことも予想されるのであります。

したがって、附則第七条に規定する市町村で、経過措置期間の経過により本年四月一日以降競馬を施行できなくなつた市町村につきまして、暫定的、段階的に収入の激変を緩和する措置を講ずることが必要であると思われするのであります。

以上のような趣旨から、昭和四十二年度限りで地方競馬施行権を失つた指定市町村につきましては、地方競馬の施行の廃止に伴う急激な財政上の影響を緩和するため、競馬法第二十三条の三の規定にかかわらず、都道府県は、農林大臣の指定を受けて開催した競馬の収益の一部を、これら市町村に交付することができるよう措置することといた

したのであります。

また、東京都の特別区につきましては、特別区の特殊性にかんがみ、地方競馬場の存在する特別区以外の特別区につきましても、当分の間、競馬場の存在する市町村とみなして地方競馬の施行権能を与えることが必要であり、かつ、実情に沿うものと考えられますので、これらの特別区に対しても施行権を与えることといたしたのであります。

以上が、この法律案の提案の趣旨及び内容であります。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○足立委員長 以上で趣旨説明は終わりました。

○足立委員長 引き続き魚価安定基金の解散に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。柴田健治君。

○柴田委員 魚価安定基金の解散に關してお尋ねを申し上げたいと思うのですが、昭和三十六年にこの制度が施行されて以来、その間の運営その他にいろいろプラスの面、マイナスの面があつたと思うのであります。しかし、この廃止に至る経過というものが、そういうものをあわせ考えてみますと、どうも一つの制度をつくるのに慎重な態度といえますか、そうした慎重さを欠いたのではな

いかというふうな気もするわけでありました。行政監視委員会のほうから、こんなものはもう廃止してもいい、こういうことで勧告を受け、そして廃止に踏み切る。こういうことで、勧告を受けるまでの経過というものが、多少の期間、機能、権能といふものを十分發揮してなかった、その結果において勧告を受けた、こういうことが言えると思

うのですが、一つの制度をつくるときには、もつと長期の展望に立つて、慎重にそうした法律をつくるべきではないか、こういう私たちの考えになるわけですが、この点について、政務次官にまず

見解を聞きたいのです。

○安倍政府委員 この安定基金ができた当時におきましては、それだけの理由また実情等もあったと私は思つておるわけですが、その後海況の変化等によりまして、基金が十分な機能を果たすような客観的情勢が生まれなかつたところから、その必要がなくなつたということで、臨調からの答申があつたと私は思つております。しかし農林省としては、せっかくでき上がった基金でござ

いますし、やはり長期的な立場に立つて、いま先生が言われるようなこれらの運営等をはかつていかなければならぬということ、様子を見たほうがいいではないかという意見もあつたわけですが、臨調のそうした答申、それに基づく行管等からの強い勧告等がありましたし、そういうこともあり

まして、一応役割りはゼロではなかつたわけですが、ある程度果たしたわけではなかつたわけですが、そういうことならば一応廃止して、さらにひとつ総合的な対策について検討しようということに相なつて、こうした法案を提出したような次第でございます。

○柴田委員 大きく役割りを果たしたといひますか、任務を全うしたといひるか、それぞれの機能を發揮して、その当時のそうした問題を解決するにあつたのは、役割りを果たしたということとは理解できるのですが、しかし、こういう制度を廃止するに、やはり次の飛躍的な構想がなければ、漁民に与える心理的影響というものが、行政官庁に對する不信感となつて出てくると思うのです。制度をつくつた、もう役割りが済んだらすぐ廃止するんだ、こういうことでは朝令暮改だ、こういうことで、行政官庁に對する不信感といふものが出てくる可能性があると思つておるのです。そういうことから言へば、やはり次のこうした飛躍的な構想といふものがあるのだ、そのために、この制度は一応廃止して前進の姿をとつた、そういう姿勢が出てこなければならぬと思つておるのですが、そういう次の飛躍的な構想といふものは、どういふ考

えを持つておられるのか、それも聞かしていただきたい。

たい。

○安倍政府委員 この魚価安定基金の場合は、サシマだけに限定しておるわけですから、その後の漁海況等の変化によりまして、事実上の役割りは果たしたわけですが、しかし一般的な大衆魚といひますか、そういうものの魚価安定といふことに對しては、これはやはり政府としても総合的に検討して、すみやかに対策を立てて、沿岸漁民に安心感を与えるといふことは必要であらうと思つておるわけでありまして、そういう点から、さつそく政府部内におきまして、魚価安定に對する総合的な対策を打ち立てていくという考え方に立つて、鋭意検討を進めておる次第であります。

○柴田委員 水産庁の長官にお尋ねしたいのですけれども、この魚価安定基金制度ができるときに、国会で附帯決議がついておるわけですが、この附帯決議に對して、このとおりを守つていけば、もうこの制度が廃止されても、われわれもまた理解できるようなところがあるのですが、この附帯決議が十分守られていないところにわれわれが疑問を持つところであり、また、いままでの行政運営指導面でも手落ちがあるのではないかと、手ばかりがあるのではないかと、こういう気がするわけでありま

す。

そういう面から考へて、国会の附帯決議といふものはどういふ効力を持つものか。また、どれだけ尊重しなければならぬものか。行政当局として、国会は国会で附帯決議をつけたのだから、それはもう法よりはるかに重たいものだから、条文ではないのだ、ただ国会の意思として附帯決議をつけてあるのだから、それはもう別だ、こういう考え方になるとするなら、これはゆゆしき問題だと思ふのです。だから、この附帯決議といふものをどう尊重しなければならぬかといふその度合いなん

ですが、そういう心がまえといふか、それをどうお考へになつておられるのか、聞かしていただきたい。

○久宗政府委員 魚価安定基金の設定にあたりましては、いろいろの御議論があつたわけござい

ますが、そのようなものを総合されまして、相当こまかい附帯決議がついておるわけでございませう。この前も御説明いたしましたとおり、附帯決議の主たる趣旨は、やはり大漁貧乏に對します對処のしかたとしては必ずしも十分でないということとで、幾つかの問題が提起されたわけでございませう。私もこの問題については、附帯決議の趣旨に沿ひまして、一つには、水産物の新しい処理加工の技術によります新製品の開発の研究、それから第二には、冷凍魚の消費の普及促進のための事業、第三には、農山漁村におきます冷凍魚の消費拡大をはかるための冷凍ショーケースの設置事業、四番といたしましては、産地処理能力を増大するための産地流通加工施設の建設事業、さらに最近になりましてから、冷凍魚の買入れ、放出によります価格調整を行ないます試験事業など、先般も御説明いたしましたようなことをやっておりますわけでございませう。なお、東京、大阪につきましての消費地冷蔵庫の建設事業といったものを、その関連におきまして実施したわけでございませうが、根本的には、それらが十分総合的な効果をあげていないのではないかという御批判に、まだ十分こたえていないのは遺憾に思つておるわけでございませう。しかしながら、私もこの問題については、附帯決議の御趣旨に沿ひまして、少なくとも個別の問題といたしましては、できるだけこのことをしたつもりでございませう。

なお、基金そのものにつきましては、ただいま政務次官から申し上げましたように、サンマの漁況が非常に予測と違ひました経過をたどりましたために、あのままの形で基金の運用は一応終止符を打ちまして、より根本的な対策に取りかかりたいと考えております。

○柴田委員 その附帯決議を十分守つていただければ、この基金制度を廃止しても、また見方が違つてきておる。やもすると、この附帯決議を十分尊重されてない。長官はやつたように言われるけれども、実際はそれだけの効力を十分あげていない。附帯決議をつけなければならぬ国会の意思

というものが、まだ十分尊重されてない。実現しないところは尊重されてない、こうも言えるわけだと思ひますけれども、この基金制度が廃止されても、国会の附帯決議の趣旨というものはやはりあるわけですね。この基金制度が廃止されても、この附帯決議の精神だけは将来尊重される意思があるかどうか、この点についてひとつ……

○安倍政府委員 もちろん国会の決議でございませうから、その際政府が答弁をいたしましたように、これを尊重して、これに伴うところの諸施策を進めていくということは、当然であると思ひます。

○柴田委員 たまたまこの基金制度がサンマだけに限定されているが、今後の日本の漁業を發展させていく、そして漁民の経済的、社会的地位の向上、また日本人の食生活にぜひ必要なたん白質の供給源として、この漁業の伸展というものは、もう好むと好まざるにかかわらずどうしてもやらなければならぬ一つの宿命があると思ひます。これを放置するわけにはいかないので、やはり流通機構の改善、また魚価の安定対策というものは、それは当然考えなければならぬ。サンマだけでなくして全魚価というか、全部の魚の価格調整というものを考えなければならぬと思ひます。先ほど大漁貧乏と言われたけれども、大量にとれて、とれるたびに値が下がるのは、漁民の生活に与える影響というものが大きいから、そういうことでなくして、魚がたぐさんとれたからどういう処置をするんだとか、少ないからどういう処置をするんだとかいうのでなくして、安定した漁業調整というものを考えなければならぬのではないかと、こう思ふわけですが、将来こういう魚価対策について、こうした基金制度がまた再び必要となるときに、こういう廃止のしかた、いままでのこういう運営のしかたでは、強い批判が出てくるのではないかと、そういう場合に、当局として半ば窮地に立たされるのではないかと、こういう感じがするわけですが、将来こういう制度が強く要望されてきて、必然的にまた取り上げなければならぬ、ま

た制度としてつくらなければならぬというときに、どういう心がまえで臨まれるのか、見解をお聞きしたい。

○久米政府委員 当面サンマにつきましては、いまの基金を一応打ち切りまして別途の対策を考えようということになるわけでございませうが、将来の問題といたしましては、御指摘のございましたように、根本的には需給のアンバランスが非常にあるわけでございまして、生産基盤の整備から出た発いたしまして、しばしば御指摘のございましたような流通消費に至ります一貫した対策を立てまして対処することになるかと思ひます。

○柴田委員 この間農林漁業金融公庫法の一部改正で、漁業関係の市場の改善施設というが、整備施設に對しては、現地に對する市場の融資については考えていない、こういう説明を聞いたんですが、冷凍施設であろうと何であろうと、魚価安定流通機構の改善、そうした需要と供給との調整をはかるために、現地における、現場における市場関係の改善というものを考えなければならぬ。ところが、この間の法案ではこういう点はまだ考えていない。こういう融資制度の中で、まだそういう点には手がつけられていない。附帯決議は尊重する、こう言ひながら、そういう点にはまだ融資制度の中でも水産庁のほうは意見をまとめていない、調整もしていない、話し合ひもしていない、こういう現況から見ても、あなたがどんなにうまい答弁をしようとも、どうもびんとこない。こういう点は長官、総合的に考えていただかなければい

けないのです。基金制度はサンマならサンマだけで役割りを果たしたのだ、もう廃止する、あとはぼちぼちやめていくんだというような姿勢では、漁民やまた漁業協同組合、一つの末端である、法に基づいてこしらえておる組合の皆さんも、日本の水産行政というものは一つも一貫性がないじゃないか、思ひつきた、ただそのときの時点に立つての思ひつき指導をやる、行政をやるということでは、どこまで信用してついでにいったらいいのか、こういう不安が出てくるのですが、そういう関連性のあるものは全部含めて水産全体の振興をはかる、そういうバックボーンのある一つの水産行政というものがあつてほしい。こういう点についての構想を、長官から聞かしていただきたいと思います。

○久米政府委員 沿岸漁業等振興法をおつくりいただきましたときに、沿岸並びに中小漁業の基本的な方策はすでに示されていると思ひます。私どももこの趣旨に沿ひまして、だんだんその個別的な内容を充実していくように努力をいたしておるつもりであるわけでございませうが、特に、昨年四つほど法案をいろいろ御審議いただきました経緯でもおわかりいただけますように、沿岸関係におきましては、一番基礎になりまして漁協を一つとつてみましても、規模その他から見まして、経済行為を営むものといったしましては十分でないわけでございませうので、これにつきましては基本的な合併の線をお出しいただきまして、そこからまず進めていきたいということとで施策を考えておるわけでございませう。

また中小漁業につきましては、特別に昨年振興法をおつくりいただきましたので、これに従ひまして、準備の整つたものから指定をいたしまして、経営の近代化につきましても特別な施策を打ち出しておるわけでありますが、全体として総合いたしました場合に、まだ施策としての総合性がない、あるいは非常に長期的なビジョンがはつきり示されていないという御批判は免れないわけでございまして、私どももいたしましては、今日こ

の段階におきまして、依然として宿題として残っておりまして流通問題でございますとか、魚価の安定という問題につきまして、繰り返し申し上げるようでございますけれども、やはりもう一度総合的に施策の組み立てを考えてみたい、こう思っておりますわけでございます。もちろん方向といたしましては、繰り返し申し上げましたとおり、沿振法で方向が示されているわけでございますが、この個々の施策の間に関連性が十分ではないという御批判は確かにあるわけでございますので、今後残された問題といたしましては、新しい漁港計画を立てます場合に、これが一つの基軸になりまして、何らかの意味の沿岸の筋の通った施策を打ち出してみたい、こういうふうに思っておりますわけでございます。

○柴田委員 長官、昨年とことしの水産関係の予算を一応目を通してみて、どうもあまり変わったところはないのですよ。それで長官としては、ことしとの予算はどこに重点を置いているのか、具体的ににお教え願いたいのです。今度出されておる四十三年度で講じようとする施策を一応読んでみても、文章としてはうまく書いてある。問題は予算なのです。予算がないと水産行政全体の、それこそ骨格というものが組み立てられないじゃないか。文書だけでは、実際は水産行政の推進をはかっているとはいえないわけですよ。どこに重点を置いて、どういう点を重く考えて変えていこうとしているのか。

○久宗政府委員　ことしの子算の重点として考えましたのは、しばしば御指摘を受けておりました、一番生産の基盤になります漁港関係におきまして、年々公共事業一般の制約の中で伸びが非常に悪い。特に、当初計画いたしましたものにつきまして進捗度が非常におくれている、こういうこともございましたので、最大の重点は公共事業費を伸ばしたい、そして漁港をある程度めどまでは持っていきたいというのが、当初の最大の眼目でございました。しかし、全般的な財政硬直化のワク内で、公共事業費一般にああいうワクがか

かりましたために、残念ながら思ったような伸びが得られなかったわけでございます。しかし、一応四十四年度から新しい制度に切りかえますのに、その前の段階である程度の段階まで持っていきたいというようなめどは、一応ついたように思うわけでございます。

それから、同時に、沿岸の振興と関連いたしました。だいたい前から調査しておりました、いわば小規模の自然改造といったようなものにつきました。も、そろそろ実施設計に入っていくものも出てまいりましたので、これはまだ金額はわずかでございますけれども、将来の沿岸漁業の生産基盤を飛躍的に伸ばすためにぜひ必要なものとしたしまして、非常に私どもといましては重視いたしましたものが浅海増殖の中に出ておるわけでございます。

それから、遠洋ないしはいわゆる中小漁業の範疇で申しますと、これも国際的にも相当漁場問題が出てきておりますので、新漁場をはっきり組織的に調査する必要があるのではないか、こういうことを考えまして、これも昨年度、念願ございました総合的な調査船でございます開洋丸が竣工いたしましたので、これを頂点といたしまして国の調査あるいは民間の調査を組み立てまして、新漁場の開発を思い切って打ち出したわけでございます。これは初年度ではございますけれども、私どもといたしましては、今後漁場を積極的に関いてまいりますのに、相当はつきりした線を打ち出したと思うわけでございます。

なお、これと関連いたしましたして、水産庁の予算の中には出ておりませんが、沿岸漁業につきましては、資源の調査につきまして、従来必ずしもその間に総合的な組み立てが十分でなかった点を考えまして、今後の日本列島周辺におきます資源を組織的に調査いたしますための方法論、これを試験場関係では、主として技術会議の予算の中で組みまして、これは将来にわたる芽として私どもとしては非常に重視しておるわけでございます。

なお、全体の経済の問題と関連いたしましたしては、金融関係で残った問題がございまして、漁協関係におきましても相当自分たちの蓄積が出てまいりましたので、これを活用するためのいわば近代化資金というものを打ち出してみたい、こういうことを考えてまいったわけでございます。最終的な詰めでごまかい条件がきまらなかつたものでございますので、若干の時間をいただきまして、調査費もいただいて、系統の金融をこの中に織り込んでいきたいと思っております。こういうことを盛り込んだのがこしの子算のおもな特徴でございます。

○柴田委員 いろいろ長官、構想を含めて考え方を明らかにしたのですけれども、魚価安定基金というのサンマだけですけれども、私は魚価の安定というものがぜひ必要だと思うのです。それに関連するのはやはり流通機構の改善ですが、こういうことでことしの予算を見ますと、先ほど言ったように国際漁業対策でも昨年度より減っている。それから水産物流通加工の改善費でも昨年よりやや減っているわけですね。昨年は三億五千九百七十四万円で、ことしは三億五千五百六十七万二千円。流通機構改善である国会の附帯決議を考えたら、これはもつとふやさなければならぬのです。それから水産物の流通調整事業費なんて去年少し組んであった。ことしは全面削除して零にしてある。予算の内容を一つ一つ検討してみても、あなたがここで答弁するような数字になってないわけです。どこに重点を置かれるのか。この点について、われわれが非常に疑問を持つ点であるので、長官は日本の水産全体の最高責任者として、予算のとおり方をもっとくふうしてもらいたい。大蔵省が言うことを聞かなければ大蔵省を呼んでもいいのですが、やはり水産庁の考え方を予算要求のときにもう少し強く出していかなければ、数字だけ羅列して、昨年度から何%伸びたという伸び率だけをプラスされたのでは、これはもう事業が伸びたとはいえないと思う。この点について、昨年よりうんと大幅にふえたところ

はあまりない。ほゞどの省とも同じように伸びるところは平均して伸びておるだけであつて、特に変わったというところはないわけですね。こういう予算から見て、四十三年度の水産関係の事業は、私たちの目から見るとどこに重点を置いてあるのか。一方では安定基金制度を廃止するのだ、国会の附帯決議も尊重するのだ、大いにやりますと、ことばの上では何とでも言えるのですけれども、予算を見るとびんとこないのですがね、長官。この点についてどうですか。

○久松政府委員　やはり全体の子算の中で公共事業費のウェートが非常に大きいものでございますから、それがああいっただ事情で制約されましたために、非常に伸びが悪いということが全般的に言えると思います。まあこまかいことを申し上げれば、いろいろ当然減といったものもございしますが、全体の印象として、十分でないではないかということは、御批判を受けるまでもなく、私ども自身が残念に思っておるわけでございますので、さらに努力をいたしたいと考えておるわけでございます。しかしながら、額は小さいのですけれども、一応先ほど申し上げましたような四、五点は、新しい行き方の芽が出たものというふうに考えておりますので、これを大事に伸ばしてまいりたいと思うわけであります。

○柴田委員 予算関係については、時間があれば、また聞きたいと思いますが、長官、当水面産関係について問題はいろいろたくさんあるのですが、特に公害によつて漁民がいろいろ苦しんでおるわけです。この点についてはあなたのほうが窓口ですから、われわれよりか水産庁のほうがよく御承知だろうと思う。河川から流れ出る汚物、そして水質の汚濁、またいろいろな水質の汚染、変化ということで、それに対して漁民のほうから、いろいろ公害に悩まされておる、何とかしてくれという声が出ている。それから近年産業構造が大きく変わって、鉱工業の発展に伴つていろいろな化学薬品が多く使用されるようになった。それに伴つての漁場の荒廃というか、公害のために漁場

が荒らされる、こういう問題が全国至るところ出
ておるわけだ。この点について万全の対策とい
うか、計画のもとに、水産庁としてはそれぞれの
出先の研究機関なりまた各都道府県の水産関係の
皆さんに御協力を願って、鋭意努力して解決する
ようにお祈りをいたしておると思うのですが、
が、まだまだ十分とはいえないので、これからが
たいへんだと思う。それから原因であるとかそう
いった真相の究明、そういう点について努力をし
ておられると思いますけれども、究明は終わって
が、さてその後の処置をどうするか、これまたた
いへんな予算を伴うものが出てくると思うので
す。

そこで、そうした水質汚濁の防止対策という
ものについて、予算を見るとあまり伸びていない。こ
れも本気でやられるかどうか、予算から見るとび
んとこないですね。長官はいつも一生懸命やり
ますというのをよく言うのですが、今度この水
質の汚濁防止対策については、予算が多少伸びて
いるようですけれども、これだけの予算ではまだ
まだ十分とはいえないのです。もうこの辺で思い
切った対策がなくてもいいだろう、私たちがこ
ういう解釈をしておったのですが、予算があまり
ついてない。こうした公害対策に伴う水質の汚濁
防止費というものが伸びない理由はどこにある
か。まだまだ調査中であるという、何年かかる
のか。それは、そういう方便で逃げられればこれ
はしょうがないですが、もうこの辺でやっていた
時期が来たのではないかと、こう思うわけですが、
この点について見解を聞かしていただきたい。

○久米政府委員 公害につきましては、確かに御
指摘のように追いついておらず、まだまだ非常
に足りないと思っております。私ども
のほうでも、特に公害の特別な対策室を設けまし
て、この問題に積極的に取り組ましておるわけ
であります。やはり何と申しましてデータで勝
負することになりますので、一定の水質を指定
いたしまして、そこに水質の基準を設定されま

際に、水産資源の維持培養に必要な水質基準とい
うものをどうやって織り込ませるのかというの
が、私どもの本来の仕事であらうというふうに思
うわけでございます。今日までの実績から申しま
すと、調査された地域に對しまして、現実に
基準を設定されたところが非常に少のうございま
すので、これを一つでも多く指定されるように、
データを調整いたして努力をいたしてまいりたい
と思っております。

四十三年度におきましては、従来の行き方のほ
かに、水産資源の生育環境の保全に資しますため
に、重要な漁場につきまして、内水面で約十二で
ございまして、沿岸関係では八水域につきますし
て、水質等の漁場環境保全に関する基礎調査とい
うものを新たに設けたわけでございまして、これ
らの問題につきましては、都道府県の試験研究機
関とも関連を持ちまして、固めてまいりたいと思
っているわけでございます。

なお、これも金額は十分ではございませんけれ
ども、水産の被害を防止いたしますのに効果的な
方法といたしまして、従来、パトロールをいろいろ
お認めいただいていたのであります。そういう
形以外に、自動観測施設を整備いたしまして、
これらによりまして常時公害の進行を監視して適
切な措置がとれるような試みをしてまいりたい、
こう考えておるわけであります。

ただ、やはり御指摘のように、まだまだ公害に
対します私どもの組織なり研究がはなはだ不十分
でございます。何とかしてこの退勢を挽回いたし
まして、漁場の荒廃を防ぐということにいたした
いと考えております。

○柴田委員 都道府県の試験研究機関を動員して
御協力願うという答弁なんです、先ほどの水質
の汚濁調査委託費は八百万ほどしかない。それで
内水面で約十二水域、それから沿岸で八水域、合
計二十水域ですが、二十水域に對して都道府県に
八百万ほど——おそろしく金額は出さないだろ
う。本庁のほうに何ばか残して、調査費という
委託費を出すわけでしょう。勘定してみると、一

県に三十万や二十万出して、いまの貨幣価値から
いって救済できるのか。これで、各都道府県に十
分調査してもらって御協力願うという。それは地
元の君たちの受益だから、受益者負担という原則
を前面に強く押し出して、国が少しやるからあと
は都道府県でやれ、こういうことでは、水産庁が責
任を持って思い切った調査をやる、そしてその資
料に基づいて思い切った施策を進めていく、こう
いうことにはならないのか。こういう考
え方に私たちは立つわけで、この点については
もつと力を入れるべきではないか、こう思ってい
るわけですが、この点はどうですか。

○久米政府委員 私どもも同様に考えております
ので、できるだけこれを充実させるように努力い
たしたいと考えております。

○柴田委員 水産庁長官、原子力の発電所の計画
というものを御承知ですか。

○久米政府委員 原子力の発電の御計画についま
しては、個々に問題がございまして御連絡を受け
ておりますけれども、大体のところは伺
っておりますけれども、こまかい計画までは、それぞ
れの個別の問題のときに御相談に依っております。

○柴田委員 聞くところによれば、昭和五十年ま
でに原子力発電所を七百三十万キロワットです
か、六百七十万キロワットか、そういう点の計画
があるようですね。それから昭和六十年までに四
千万キロワットの原子力発電所をつくる、こういう
計画で、一キロワットの建設資金がいまの価格で
八万円ぐらいで、合計三兆二千万の建設資金でや
る、こういう計画があるように承るのですが、こ
の点について、科学技術庁なり通産省の公営事業
局なりの考え方をひとつ明らかにしてもらいたい
と思ふ。

○藤井説明員 原子力発電計画につきましては、
御承知のように通産省に総合エネルギー調査会が
ございまして、昨年長期構想を立てたわけでござ
いまして、先生がおっしゃいましたように、この
構想の中では、五十年程度までに約六百万キロワ
ットの原子力を開発する、それから六十年程度にな

ますと三千万ないしは四千万キロワットの開発を
するというような計画が立てられておるわけでござ
います。実際には、これを行なう電力会社その
ほかいろいろ長期の計画を立ててまいってござい
まして、それらの最近の電力の長期計画等から見
ましても、やはり五十年程度には、六百万をこえ
まして七百万に近い構想が出てまいってございま
す。着々計画が実現化される方向にあるわけでござ
います。

具体的に申しますと、現在運転中のものは、御
承知の日本原子力発電会社が東海村で十六万六千
キロの発電を現に行なっておりますけれども、工
事中のものといましては、同じく日本原子力
発電会社が敦賀に敦賀発電所三十二万五千キロを
置きまして、ここに一号機としまして四十万キ
ロ、これは工事をやっております。二号機が七十
八万四千キロというものが、これは一応決定してこ
れから工事に入るところでございまして、それ
れから関西電力におきまして、敦賀の美浜でござ
いまして、そこへ第一号機としまして三十四
万、これが工事中のものでございまして、続いて
第二号機が、これも決定の段階へまいってござい
ますが、これは五十万キロで、これらを合わせまし
てすでに二百五十万程度のものが工事に入ってお
るといふような状況でございまして。

そのあとの計画といたしまして、さらに中部
電力とか、東北電力とかあるいは中国電力、九州
電力、こういうところも計画を立て、五十年度内
に運転を開始したいということをやっております
ので、これらをあわせ考えますと、私どもいま構
想として一応計算してみますと、六百四十万キ
ロぐらいの計画が出てまいっております。大体そう
いった現状でございまして。

○柴田委員 私がお尋ねするのは、原子力発電所
をつくることに反対ではないので、当然日本のあ
らゆる産業を伸ばすためには、また国民生活の向
上の面からいっても、電力の必要なることはわかる
ので、現時点で水力発電、火力発電で現在四千万

昭和四十三年四月二十四日

六

キロワットぐらいの発電能力を持っている。いま人口約一億で、昭和六十年までに人口の伸びが、経済企画庁のほうの調べでは一億一千六百万人ですが、もう千六百万人ぐらいふえるだろう。電力の必要の面から見るとまだまだ足りない。それから水力、火力もこれから大いにやらなければならぬ。ところが、しかし、当面の課題としては、原子力発電所にある程度依存するという時代を迎えた。

この点は理解できるのですけれども、漁業の面から見れば、原子力発電所は、日本は御承知のように広島、長崎に原爆を受けた経験から、原子力力というと非常に神経過敏になる、そういう点も考慮しなければならぬ。それから漁業に与える面がないといへばない、あるといへばあるという論争になってくると思うのですが、日本の場合は、山の中に原子力発電所をつくるわけにはいかぬ。ほとんど海岸べりだと思ふ。海岸べりに原子力発電

いう点をひとつ聞かしていただきたい。

○藤井説明員 原子力発電所五十万キロワットの冷却用水といたしましては、海水を使う量は、先生がおっしゃいましたように大体三十トン程度は毎秒必要でございます。

それで昭和六十年になりまして三千万ないし四千万キロワットの原子力発電所ができるというところになりますと、地点をいたしまして考えてみますと、十五カ所ないし二十カ所、その程度じゃないかと思っております。大体一つの発電所が、将来大きなものになりますと一機百万キロ、四機ぐらいで一発電所になりますので、四機四百万キロぐらいの発電所が予想される。その数からいきますと十カ所ぐらいでございますが、それはあちこちに建設されますので、十五ないし二十カ所程度ではなからうかというふうに考えております。

業協同組合なり漁連なりと相談して、この辺がよろしかろうということで投資をした。一方、いつの間にかやら原子力発電所がそこにあるのだ。そうするとまた混乱を起こす。摩擦を起こす。こういうことを繰り返すと、ちやうどいまの日本の交通事情みたいに、家の立ちのきををして幅員を広げるといふような、むだな投資が行なわれるのではないかという気がするわけです。だから水温の变化が漁業に与える影響というものをどう考えられるのか、水産庁長官、ひとつお答え願いたいです。

○久宗政府委員　私どもは技術者でございせんので、原子力関係に非常に弱いので、うまくお答えできないと思います。しかし発電の問題につきましては、確かに規模がどのくらいになるかという問題が大きな問題だと考えるわけでございませう。

○柴田委員 日本の場合は、戦後電力を九つに分断されて九電力に分かれているわけです。九電力で一カ所ずつつくっても九つで、二つつくれば二、九、十八カ所できる。それが二百万キロワット発電所になるか四百万キロワット発電所になる

す。少なくともいままで私どもが御連絡を受け、あるいは私どもの関係の技術者も参加いたしました検討いたしました結果によりますれば、発電関係におきましては、放射能の問題は御心配はないと考えられるわけでございます。

かわかりませんが、平均二百萬キロワットとして四千萬キロワット。いまの計算でいけば二十カ所ですが、二百萬キロワットで冷却用の海水が毎秒百二十トン。百二十トンの海水というところが水なんです。それが冷却用ですから温度が上がるわけです。その温度の高い水が常に海面へ流れ出る。そうすると水温が変わってくる。水温が変わってきた場合に、喜んで集まってくる魚もあるかもしれません。けれども水温の変化で魚道が変わったり、いまだ魚が来ておったところに来ないようになってくる。特に浅海養殖、これから日本の沿岸漁業の中では浅海養殖というものが進んでくると思うのですが、これはもう当然のこと

ただ、冷却用に用いました水が温度が高くなりますので、それをどういう形で海に戻した場合にどの程度の影響があるかという問題につきましては、なお詳細な調査が要らうかと思うのございます。拡散の度合い、またそこにおきまして、先ほど御指摘もございましたようななどのような魚の種類にいい影響があるか、悪い影響があるかというような問題につきましては、さらに突っ込んだ検討が要らうかと思うのであります。現在、具体的問題になっております東海村におきましては、いまの規模でございますれば、特別な影響はまずないというふうに一応考えておるわけでございます。

す。水温の変化で真珠養殖はどうなっておるのですか。真珠養殖は貝類ですね。貝類というものは、温度の変化で非常に衝撃を受けるというか、そういう種属なんです。ノリにしてもそうです。泳いでいる魚は逃げますけれども……。そういう養殖について、水温の変化は影響ないのですか。

○久宗政府委員　水温の変化があれば、何らかの影響があると思います。ただいま申し上げましたように、どの程度の水が出るか、それがたまたまその地域におきます海流の状況から見まして、どういう拡散のしかたをするかといった問題につきましては、やはり個別的な検討が要るのではないかと思います。したがって、一般的には影響ありとして被害のほうをまず頭に置くわけでございますが、また別の考え方いたしましては、さような温度という問題をもっと有利に展開できないだろうかといったことも検討してみることがあるだろう。

さような意味におきまして、もちろん私どもの研究者のほうでも検討はいたしておりますが、漁業団体におきまして、この問題は将来非常に大きな問題になるべしということで、特別にこの問題を専門に検討するグループをつくりまして、マインス面の配慮と、それからこれをもしプラスに利用し得るとすれば、どういう形があり得るだろうかという検討に入っているわけでございます。まだ、ただいまの段階では非常に程度の低い研究でございますので、もう少しこの関係を、このほうの御専門の方ともよく相談いたしまして、はっきりしためどをつけていかなければならぬというふうに考えております。

○柴田委員 放射線の害はないのだ、こういうことではいまの時点でいろいろ見解が出ておるようですねけれども、それはそれとして害のないものだ、こう解釈をするとしても、やはり水温の変化とい

うものが魚族に与える影響というのは、水産庁長官のほうはこれから調査研究する、民間の漁業団体等が一生懸命いま勉強しておるし、調査もしておるし、研究もしておる、こういう答弁なんので

すが、そういう民間の漁業団体が本気になって調査をしておるのは、それは自主的にいまやっておられる。けれども、水産庁の仕事というものは、そういうものをまず取り上げて、先にやらなければならぬ仕事じゃないですか。発電所ができ上がった、漁民が騒いだ、それからおみこしを上げて調査研究いたします、こういうことが日本の官庁のいままでの情性なんです。騒がなければやらない。漁民がわあわあ騒いだら、そんならばちばち調査費をとって調査をやりましょうか、こういうことだから、一般の国民が見る目というものは、日本の役所というものは誠意がない、こういうことで指摘を受けるわけですね。だから、こういう科学的な問題については先手を打つべきではないか、私たちはそう解釈するわけです。

それで、放射線の影響はないからと言われるが、二百キロワットの発電所で毎秒百二十トンの海水というたらどの程度の数量か、長官、御存じですか。それが流出する。それがもう年じゅう同じように流れるわけですからね。それから潮流の関係がどうのこうのというのではなくして、毎秒百二十トンという水というたら、相当の水ですよ。それをこれから調査しますというのは、どうもその考え方が、もうたいした水じゃなからう、そう変化はないだろう、影響はないだろうという浅い考えがあればこそ、取り上げ方というものがそういう姿勢になってくるのじゃないか、私はこういう気がするわけです。

それでは科学技術庁にお尋ねしますが、廃棄物の処理はどういう方法でやられるのですか。

○田中説明員 廃棄物の処理につきましては、まず再処理工場におきまして使用済みの燃料が出てまいりますから、それを再処理工場へ回しまして、そこで化学的な処理をして分離をするというやり方をするわけでございます。現在、わが国では一カ所国のものとしてつくろう、こういう計画で動力炉・核燃料開発事業団において取り運ばうとしております。

○柴田委員 いま科学技術庁なり、通産省なり、

第一類第八号 農林水産委員会議録第十六号

昭和四十三年四月二十四日

水産庁なり、三者いろいろな、一方では計画、一方では被害を受けるかどうかわかりませんが、それぞれ仕事の内容が違ふのですから、それぞれの省で考え方が多少違ふことは当然のことですが、何れにしてもわれわれは、日本の漁業を進展させなければならぬという使命を持っております。そういう立場から、何も原子力発電所に反対するものではないけれども、やはり密接なる関連を持つという立場で、各省漁業に与える影響というものはどうあるかということも、まず第一に科学技術庁も通産省も考えてもらって、水産庁のほうへ十分連絡をとってもらおう。調査の方法はこういう方法でやる、具体的にそういう構想がなければいかぬ。今後二カ年なら二カ年間でどういう機構のものとどういう調査をする、スタッフはどういうスタッフをそろえるのだ、こういう構想があつていい、こう思うのですが、そういう構想について、三つの機関がそれぞれどういう見解を持っておられるか、お答えを願いたいと思います。

○田中説明員 私のほうの再処理につきましては、国でやりますので、ただいま現地のほうと交渉しておりますが、この点につきましては、水産庁のほうと十分毎回連絡をとって、スケジュールその他をお話し申し上げているわけでございます。これは地元の御協力を得なければできませんので、ただいまそちらのほうに全力をあげてお願いしているという段階でございます。この方面につきましては、私は十分水産庁と御連絡をとっているつもりでございます。

○藤井説明員 通産省のほうにおきましては、この原子力の問題につきましては、科学技術庁、それから水産庁、それから通産と、この三者で連絡打ち合わせ会議を設けてやっております。このような将来の構想につきましても逐次検討し、固めていくようにつとめていきたいと思っております。

○久米政府委員 ただいま両省からお話のございましたように連絡の機構がございまして、事に当たっておりますのでございます。

先ほど私の答えが不十分で、温度の問題についてもたいしたことはないというふうにお受け取りになったように思うのでございますが、決してそういうことではございませんで、やはり問題があるわけではございます。また民間がやっているということではございませんで、もちろん民間も勉強はいたしておりますけれども、私どもの関係で申しますと、海洋関係におきまして放射能問題を扱っております。それと発電のほうで申しますと、むしろ温度の問題でございますので、一般に増殖関係の技術者も動員いたしまして、これらについての知見を深めて対策を考えてまいりたい。若干の発表されたものも実はあるわけではございますが、詳しいことは申し上げません。

そこで、全体の構想の問題と関連いたしまして、率直に申し上げて私も一番困っておりますのは、ただいまのような全国的な一応の発電等の御計画があつて、しかもこれに先行いたしまして、現地で工場の進出という問題で、私どもに必ずしも御連絡のないうちに、地元でいろいろな問題が先行する場合があります。そういったいたしますと、十分な地元の漁民に対する説明もできておりませんし、いきなり原子力発電が来るのだということ、漁民側におきましては内容がわかりませんだけに、とにかく反対ということ、そういう事実関係だけが先行してしましまして、あとから説明を加えていくといったような事例が非常に多いわけではございます。こうなりますと、この種の非常に複雑な問題でございまして、危険である危険でない、どういう施設をすれば十分である十分でないといったような問題について、冷静な突っ込んだお話をするような場面にならない場合があるわけではございまして、私どもといたしましてはさようなことのないように、各省とも事前にお話があつて、関係者にも内容を十分御説明をするような機会がぜひ必要であらうというふうにご考慮願ひたいと思ひます。

なお、あとでお話の出ました再処理施設の問題でございますが、これはいろいろの問題があるよう

でありまして、相当突っ込んだ研究が必要だと思ふわけではございます。この問題につきましても、事柄が非常にむずかしい科学の問題でございまして、これを一般の漁民の方々に的確に事の内容をわかつていただくのに、実は非常に苦慮しているわけではございます。私どもとしては科学技術庁、あるいは通産省とも御相談いたしまして、まず具体的な例として、よその国でどの程度のことをやつて、そこで漁業とどういう形で両立しているのか、こういったものを関係者の方に目で見たいだの、一番いいのじゃないかということ、昨年でございますが視察団を編成いたしまして、外国のおもだつた施設につきまして、実際に目で見てきていただいたわけではございます。帰りましての報告の要旨でございますが、一応、理論でなくて、現実の問題としてやっておるのを見ればお上その見当はつく、しかし、その場合におきまして再処理施設の当局者なり国なりがきわめて的確に処理をしていることが前提であつて、そういうことが行なわれるならばこの程度の問題はという実感を得た、したがってそういうことが行なわれるかどうか問題であるというの、率直に申し上げて、これに参加いたしました漁民の方々の御意見であります。私どもも、かりに再処理施設の問題一つを取り上げまして、少なくとも漁民の人たちが十分納得するような、一連の施策の裏打ちがあつて初めてできるものというふうにご考慮願ひたいと思ひまして、さらにこの辺につきまして、事に当たりたいと考えておるわけではござい

○柴田委員 政務次官にお尋ねしたいのですが、いま通産省の公益事業局なり、科学技術庁の田中次長なり、水産庁長官から、いろいろそれぞれの立場に立つての考え方を明らかにされたわけですが、この原子力発電所に伴う漁業に与える影響が大だ、あるいはたいした影響がないといういろいろな見方があるのですが、二百キロワットの原子力発電所をつくるとすれば、廃棄物の処理はこ

いは高度に科学的研究をして、処理方法というものはまた別に考えなければいけないのですけれども、冷却用の水は海水を使うわけです。毎秒百二十トンの水が要るわけで、常に毎秒百二十トンの海水が回転するわけです。そうすると、その水温の変化というものが年じゅうあるわけです。日本列島の周囲は御承知のように全部海であります。どここの水を使つても自由だからいいようなものだけれども、漁業に与える影響というものは考えなければならぬ。その中で、特に養殖漁業としてやっている真珠養殖にしても——これは漁業とはいへないのだけれども、貝類、ノリ、天然記念

その地元の漁業者との関連にいたしましても、地元が納得し漁民も納得するような形で、原子力発電の計画あるいは建設等が進められていくべきだと思ふわけで、やはりそれについては農林省、通産省あるいは科学技術庁一体となりまして、相互に緊密な連絡のもとに、影響がないような方向に対策を講じ、あるいは調査を積極的に進めていかなければならぬ、そして政府としては指導性を持つてこうした漁業に対する影響をなくしていく、そこで原子力発電を進めていくというふうな方向でやっていかなければならないのじゃないかと思ふわけであります。

です。これから特に鮮度の高い——同じ魚でも量だけたくさんとればいいのだということでもなく、質もよくなければいけない。水質のいいところにまたいい魚が回ってくるということになるわけで、水質を変化させないように手を打たなければならぬ。農林省が中心になつてもらいたいと思うのですよ。連絡だけやって、将来万遺漏なきを期していきたいという程度では私は納得できない。どこに中心を置いて取り組んでいくのか、その構想を開きたい。

安倍政府委員 原子力発電所の位置の選定、あるいは建設等の主役といえますか、主力はやはり

うと漁民であろうとその付近の人々の理解を求めよう、そうした構想というものがなければならぬ、と私は思うのです。一方交通でどんどんやって、あとから水産庁のほうが知るところとでは、漁民に対して責任を果たしておるとは言えないわけです。それから、問題が順次出てくるわけで、昭和五十年といったらもうすぐなんです。昭和六十年といったらもうすぐなんです。外国のほうはもうどんどん調査研究して、害があるなしは大体明確になりつつある。日本の場合はこれから調査だということですが、この原子力発電所の設置に伴つて、漁業に与える影響等の調査

物に指定されているカブトガニだとかいろいろな商品として取り扱う品物、またそうした日本の保
○柴田委員 連絡調整 政務次官 そういうお答
えはそれは要領のいい答弁で、われわれはそうい
科学技術庁あるいは通産省と思うわけですが、
事、漁業に関連するあるいは漁場等に影響を与え
え願いたい。

護魚、天然記念物として指定されたようなそういうものの影響を考えた場合、やはりわれわれは水の影響は、農林省が一手に引き受けていかなければなりませんから、そういう関連のある問題につきまして、何としてもこれは農林省が中心でございます。

○田中説明員 科学技術庁におきましては、ただいま御質問のございました漁業に与える影響という

産環境を重として考えなければならぬ。だから、発電所は自由につくりなさい、漁業のほうも普及してもさうぞう、電力会社は重筆首の公益、まへにようこそ導引は立場も立つて各自と重各うことにつきまして、特に私の方が扱っておりまうのは、発電物の処理とかさういふ問題でござ

[illegible]

をしなさい」といふことでは、漁民のほうに納得しないと思うですね。この問題について、農林省では、あそこにつくことにいたしました、こういう元々の漁民にも納得をしてもらうには、何と連絡しない、あとから建物の見附になつて、やはり農林省が主力になって、中心になつてや、会その他では全然出ないように処理をしておりま

としてどういう構想で処置するのが一番妥当か。としましては、私は農林省の役割からいって、何かうことでは、私は農林省の役割からいって、何かあとからついていくような機関だと思ふ。これでは、やはり農林省が指導的な立場に立つのは私おります。これに基づくいろいろな漁業調査をす

省にまかせたほうがいいのか、この問題については漁民は納得しないと思うのですよ。積極的に農は当然であらうと思います。

●**柴田委員** それじゃ政務次官、いま建設をやってお金を用意していただきまして、放射線医学総合研究所にいたしまして、本年度七千万円ばかりの

やるのだ、こういうのがいいのか、政務次官の考
ろうとも、通産省がどうあるうとも、科学技術庁
がどうあるうとも、農林省が全部中心になって
いるところの計画は御存じですか。

【安倍政府委員】 十分承知しております。土
地を買い求めまして、水槽をつくり魚を飼って、

○安倍政府委員 原子力発電は、科学の進歩に伴
やつていくのだ。そして連絡だけはやるけれども、
○柴田委員 副政務次官はいま建設をやっている場
実際にどういふ影響が出るかということを調査す

いまして日本でも各地で計画をされておるわけですが、やはりいま柴田委員のおっしゃっている、こう私は思うのです。連絡だけやって取り所も知らないのだ。それで指導性を発揮するということにしておりません。この面につきましては水産庁のほうにも御連絡をし、水産庁のほうからの

ましたように、この発電所が回転をし始めてから、温水の問題にしてもあるいは廃棄物の問題に納得がでかぬ。

組んでまいりたいということでは、私はちよつとやっているのです。そして漁民のほうはいいわ悪いわと騒いでいるわけです。それでは手おくれな御協力、県の水産試験場などの御協力、いずれも得られるということになっております。

しても、これは漁業との関連問題も発生する危険なもので、この間の海上交通に關する法案は一忒この国会には提案されぬように願ふ。――やはり投所のセクト主義が通るやうですが、水産庁のほうは、先ず豫算が出ておるやうですが、

農林省はいつもそうでしょう。この間の海上交通で、やはり計画ができたなら、国の機関なのだから、やはり投所のセクト主義が通るやうですが、水産庁のほうは、先ず豫算が出ておるやうですが、

柴田委員　水産庁長官、科学技術庁のほうから

いまして、そういう面から、やはり農林省としてうになりましたけれども、運輸省がかつてに法案があつて一つも外部と連絡をとらない。問題が提起されたら連絡関係をやらずで、そういう姿勢が、内水面と沿岸とを合せて二十区の水質、食塩と、

は漁業に及ぼす影響を少なくするという点に於いて、万全の措置を講じていかなければならぬとける。そういうことでは漁民は納得しないので、そもそも間違いを起こすもんだ。事前に科学技術やる。水産庁のほうはこれから水質検査をやるとやる。内大臣と片岡と云つて二十坪区の水質検査を走されたら近畿調査をやるとか、そういう人多か

いう措置を講じておるし、科学技術庁のほうは、これから害があるかないかというところを調査する。水質検査が終わって、水質の基準というものが明確になって初めて、その変化に伴う害があるかないかというところの結論が出てくるのが順序だと思ふのですね。水産庁はこれから水質検査をやリ、科学技術庁のほうは害があるかどうか調査する。水質の基準が出ない前に、害があるかないかということとはどこから出るのですか。科学技術庁のほうは水質基準を持つてゐるのですか。水産庁と両方答へ願ひたい。

○田中説明員 水質の問題と放射能による問題とはちよつと別でございまして、御存じのとおり、再処理をいたしますと、ある程度の放射能を帯びたものが出てまいりますが、これを低レベルの放射能と中レベル、高レベルと三つに分けます。この低いものにつきましては水で希釈して流すわけでございますが、これを流しますと放射能を帯びたものが入りますので、これが魚にどういふ影響を与えるか、それから魚にどれくらい蓄積が行なわれるか、あるいは海藻などにどれくらい蓄積するか、こういうようなことを調べる必要がございます。この面でございますが、先生おっしゃいます水質の問題とはちよつと違つた面のものでございます。

ただ、こう申し上げますと、先生いますぐ出てゐるようにお考えかもしれませんが、現に発電所から出してありますものは、われわれのきめております数量の十分の一、あるいは場合によれば百分の一ぐらいの非常に薄いものでございまして、私たちがこうやって立ってゐても、天然に一年に相当な数の放射能を空間から受けておりますが、その量に比較しても〇・四％とか、その程度の低いもので放出しておりますから、そういう点を御了解願ひたいと思ひます。いま私がやろうとしておりますのは、再処理をした場合に出てくる低レベルのものが、どういふ影響が出てくるかということについての試験でございます。御了解願ひます。

○久米政府委員 いまの御答弁で明らかだと思ふのでありますが、御質問の例の水質基準のことでございますが、これはいわゆる原子力関係ではなくて、いわゆる一般の工場排水、これらの関係とお考えいただけばよろしいと思ひます。原子力関係、特に放射能関係につきましては、予算の点も、科学技術庁から御説明ございましたように、これは研究にいたしましても総合的な研究が必要でございますので、政府部内におきましては科学技術庁が中心になりまして、そこへ予算を集中いたしまして処理に当たつてゐるわけでございます。したがうして、それとの分担関係におきまして、水産庁もこれに協力いたしまして調査を進めていくというやり方をとつておるわけでございます。

ただ、御質問にございましたように、水産関係者からはなほ申しにくいのでありますけれども、たとえば科学技術庁の御調査ではどうもびんとこない、やはり水産関係は水産庁だから、水産庁自分でやれという御要望がいつてもございまして、そう言われまゝ漁民のその気持ちはよくわかるわけでございまして、事務が事柄でございますので、やはりそれぞれの専門家が共同して事に当たつて、やれやれという分析はできませんので、私どもは科学技術庁に協力いたしまして事に当たつてゐるわけでございます。

〔委員長退席、坂村委員長代理着席〕

○柴田委員 科学技術庁にみんまかせすること、科学に関する限りは科学技術庁にまかせればいいのだというのは、先般の阿賀野川の事件でもそうですが、科学技術庁はかつてな解釈で、農林省も厚生省も不満だということを知つてゐるのですが、どうも科学技術庁に対しては、国民の立場からいうと、また漁民の立場からいうと信用しないのですよ。全く科学技術庁はいかげな資料を出して、害があつてもないのだないのだという。一ぺんそういう罪を犯すと、なかなか国民の立場からいうと理解ができない。それから、科学技術庁の資料というものがあまり信用できない。どうも電力

会社のほうの一方的な立場に立つて資料をつくるという懸念がある。やはり問題は、漁民の立場からいへば、水産庁の権威あるスタッフによつて害があるかないか、そういうことを明らかにしてもらうほうが、いままでのつながりからいつても信頼度が違つてくると思ふ。

それから、この件について科学技術庁なり通産省、農林省、この三者がそれぞれの立場で、いろいろ専門的な問題については分類して研究調査もせられると思ひますけれども、総合的な漁業に対する問題に対しては、水産庁が窓口になるべきである。調査研究も水産庁がやるべきではないか。水産庁のいまの長官のお答えを聞くと、現時点にあるあらゆる公害について水質の基準や調査をやるのだ、こういうお答えなんですけれども、私が尋ねておるのは、原子力発電所に伴う漁業に与える影響というのはどうか、そういう立場でお尋ね申し上げておるので、予算全体からお尋ねすればみな含まれていくと思ひますけれども、それは別として、やはり原子力発電所に伴う漁業に与える影響は水産庁が窓口になつてもらいたい、こういう考え方でお尋ね申し上げておるのです。今後の調査研究はあくまで科学技術庁のほうに全部おまかせするのか、こちらは相談に來られればそれに応じていくという姿勢をとられるのか、その点をひとつ明確にしたいのです。

○久米政府委員 どうお答えしたら御理解いただけるのか困るのですが、科学技術庁におまかせするというのが性質の問題でございますが、役所の区分から申しますと、科学技術庁が中心となりまして、それぞれの関連のある技術者を集めて事に当たるわけでございまして、ことに原子力のような相当いふ高度なもので、しかも相当専門的な知識が必要というところになりますので、まさにそういう体制が必要でございますので、予算にいたしまして、ここで統括いたしましたやつておるわけでございまして、したがうして、私どもは科学技術庁にただばく然とおまかせいたしますというこ

の問題は解決しないという立場で参加をいたしておるわけでございます。

ただ、漁民の方々から申しますと、やはり最後には水産庁おまえはどう思ふかという問題が必ずこの問題では出てまいりますので、その場合におきまして、それの確に御答へするためにも、やはり私どもの陣営のみならず、もつと広い関係者の共同作業によりまして事の真相をつかみまして、的確に漁民にお答へできるような立場をとりたいというふうに考えております。

○柴田委員 長官のお答へもそれは理解できるのですよ。理解できるのだけれども、ここでまた予算を申し上げるのですが、水産庁は水産庁の立場で、現在起きている公害の問題を含めてですけれども、やはり独自の立場で調査研究して、水産庁の基本的な見解というものをまとめておくべきではないか。それを、相談を受けたら見解を述べるというのではなくして、水産庁としては、この発電所ができれば、この付近の漁場の実態、それから魚種、そういう種目ごとと与える影響というものはどうなるかというぐらゐのことは、すぐにでも答へが出るように調査する必要があるのじゃないか。水産庁独自の調査もそれだけの調査をすべきじゃないか。そういう問題については、ひつくるめてみないやりますと言われればそれだけでいいけれども、予算を見ると昨年よりもあまり伸びていない。特に、当面これが重要な問題として出てくるわけですが、予算から見ても、水産庁のほうの取り組む姿勢というものが、いままでのしきたり、慣性だけでやつておるのではないか、変わったところ、予算が計上されてないじゃないか、こういう気がするからお尋ね申し上げておるので、その点をどう考えておられますか。

○久米政府委員 繰り返し申しますが、原子力関係の予算は科学技術庁に統一してつけてございまして、私のほうにそれだけを特掲して出してはおらぬというわけでございまして、

○柴田委員 それなら合同で使うということですね。

通産省のほうにお尋ねしたいのですが、通産省のほうには、そういう設置場所というものは、昭和五十年までの建てておけるのか、六十年まで計画というものができ上がつておけるのか、その点を聞かしていただきたい。

○藤井説明員 ただいまの点でございますが、すでに工事決定して建設にかかっていると申し上げました地点はともかくとしまして、それから先の計画の地点につきましては、はつきりというこというふうにしていないようなところが多うございまして、候補地点としましてはありまして、たとえば二カ地点のどちらかとか、そういうふうなことで、はつきりこと決定的にはなっていない、そういう状況でございます。

○柴田委員 それなら、これからまだ具体的に相談に応じていくということなんですが、通産省のほうは電力の需給計画というものを、日本の産業発展のために立てるのが本目だけれども、それは各電力会社ごとに立てさせるのか。通産省が日本全体の需給供給という立場で計画を立てるのか、電力会社の計画の審査をし、その計画を検討していくという姿勢をとられるのか、どちらかですか。

○藤井説明員 電力会社が計画を立てます。これにつきまして、私どものほうでその計画を長期のいろいろな観点から検討しまして、決定にまで持っていくというふうなことでございます。

○柴田委員 いま日本の電力関係については、九つの電力に分割するということが好ましい姿ではない、やはり電力会社は一本化すべきだという考えを私は持っているのですが、いま水力や火力を持っている九つの電力会社はそのままにして、原子力発電所だけは将来一本化というふうな考え方はないのですか。

○藤井説明員 そのような考え方は現在持っておりません。九つの電力会社、それに電源開発公社というふうな形が現状でございますが、これらの広域運営体制をさらに強化した中で、原子力の開発もやっていくというふうな考えております。

○柴田委員 原子力発電所につきましては、将来漁民にあまり心配をかけないように、科学技術庁も通産省のほうも、農林省と十分連絡をとっていただきたい、こう思います。

それから政務次官、時間がきたから最後にお尋ねしたいのですが、ことしの水産の予算があまり伸びていないということでは長官にお尋ねしたので、次官に最後に締めくくりのお答えを願いたいと思うのです。今年度の水産の予算というものが全体を含めてあまり伸びていないのです。これでは、水産事業の推進というものは、口では言うてみても実質的には効果が出てこない、こう思うのですが、今年度の予算に対して次官はどういうお考えを持っておられるのか、満足しておられるのか不満足であるのか、その点ひとつ聞かしていただきたい。

○安倍政府委員 御存じのように、本年度予算が硬直財政の中で編成をされましたので、予算全体についてもいろいろと御批判があるわけですが、その中で農林省予算、その中における水産庁の予算が編成されているわけですが、私は、農林省全体の予算の中では、比率の問題でございますが、水産庁の水産関係の予算は例年よりはちよつと伸びておるのじゃないか。しかし、全体的な水産政策を進めていく上からいいますと、まだまだもの足りない現状であることは事実でありまして、これからの水産政策を積極的にやっていくには、もつと予算の獲得を今後ともはかつていかなければ、もちろん政策の裏打ちはできないと私は思うわけでありまして。

○赤路委員 関連して一言だけ。ちよつと誤解があるところがあるので申し上げますが、柴田君がいままで原子力発電の問題を取り上げてきましたのが、これははつきり申し上げておきますが、原子力の平和開発について反対をしておるものではない、この点ははつきりしておきます。それから、慎重を欠きますと取り返しがつかぬということ。私は、こう言つては科学技術庁の方々におこられる

かもしれないが、原子力の開発ということについては、日本よりもアメリカのほうが進んでおる、こういうふうな思わざるを得ないわけですね。ところが最近、御承知と思いますが、アメリカの太平洋上にある原子力艦船の基地、ここで廃棄物から放射能が出たということを発表しておるわけですね。もちろん人体に影響はない、こういつています。しかし、人体に影響があるかないか、全然数字が出ていないのでちよつと判断しかねるわけですね、おそろしく科学者のほうでは、どんなものだろうかとこの御調査等はなさっておると思うのです。私はあまり言いたくないのですが、日本よりも一歩前進しておるアメリカにおいて、最近そういうような廃棄物の中から放射能が出たのだ、こういうことをいっておる限り、なおさら私たちとしては心配になるわけです。最近、全国的にこの電力会社もどどん計画を立てておられるわけなんです。それは、これからのエネルギーをできるだけコストダウンさせよう、それが日本の経済に大きくプラスになるのだという、その考え方自体はわかる。しかし、あまりにぼんぼんやり過ぎちゃつて、何かこうムード的なものでやられてしまふと、何かそういう場合は取り返しがつかぬのです。何かそういう感じがする。

ここに水産庁長官もおられるのですが、あの水産の公害にしましても、もう十年以上になつていくのに結論はまだ出ていないですね。そうしてイタイタイ病にしても、阿賀野川の問題にしてもなかなか結論が出ない。もう慎重も慎重も、学者の諸君の慎重さというのはいさしたもんですね。しかし、私はこれについては慎重だと思ふ。何かどこかに遠慮しているんじゃないかという感じがするのです。これと違つた角度で、ひとつこの原子力につきましては十分慎重な態度で臨んでいただきたい。でないと取り返しがつかぬのだ。私たちは決して原子力の平和開発ということについて反対をするものではない。慎重さを欠くと取り返しのつかぬことが起こつて、收拾しがたいものが出てくる、こういうことでございまして、

その点だけはつきり申し上げておきます。
○坂村委員長代理 午後二時より再開することとし、これにて休憩いたします。
午後零時三十二分休憩

午後二時二十五分開議

○足立委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き質疑を行ないます。樋上新一君。
○樋上新委員 私は、魚価安定基金の解散に関する法律案審議にあたり、若干の質問を行なうものであります。

最近のわが国の水産物の動向を見たときに、特に感ずることは、需要の増大が水産物の供給を大きく上回つておることであります。この水産物の家計費額、外食費の増大などが魚価の上昇、輸入の増大等を促しているものでありますが、これらの問題が、大きく物価問題として社会に影響を及ぼしていることは周知のことです。特に水産物においては、年々動物性たん白質一人当たりの摂取量がふえている関係上、その価格の増大というものが直接消費者に伝わつてくるのであります。そこで水産物の消費者価格は、三十五年以降どのように伸びているか、これをお伺いしたいと思います。

○久米政府委員 御指摘のように、水産物の需給にアンバランスがございまして、消費者価格も相当の上昇をしておるわけでございます。今回御提出申し上げております白書におきましては、四十一段階の数字を申し上げておるわけでございまして、四十年年度までが高かつたわけでございまして、大きな伸びになっておるわけですが、最近の五カ年間の数字を実は用意してまいつたのでございまして、三十八年から四十二年までの値上がりといつたしましては四四％という数字になつております。これは他の食料品と比較いたしまして、野

菜、肉類を若干上回っておるわけであります。

○極上委員 水産物の消費者価格が六、七年間に約二倍の上昇を続けている。この姿は食料品以外の物価上昇と比べて、非常に上回った数字を示しているのではないかと思います、その点具体的説明をお願いしたいと思います。

○久米政府委員 基準年のとり方によりまして若干数字が違いますが御指摘のように、食料品の中でも魚介類の伸びが相当高いわけでありまして、これは主としていわゆる多獲性魚の漁獲変動が相当著しいわけでございますので、これらの関係が相当影響しておるよう考へておるわけでございます。

○極上委員 食料品の消費者物価指数の動きの中で同じように見たときには、魚介物の伸びがどのような姿をしているか、その率はいま説明してくださればと思います。

○久米政府委員 いま手元に持っておりますので、主要食料品全体の総合の指数で申し上げますと、四十年を一〇〇としたものでは四十二年が一〇九・一になっております。この関連で、この中で食料だけを抜き出してみますと、四十年を一〇〇としたものでは一〇七・八でございます。これに對しまして、魚介類は一七・一、肉類一一・〇、野菜が一〇九・三といった形になっております。

○極上委員 そうしますと、野菜類を除いた場合は魚介類の価格の上昇率は激しいもので、その上昇の要因は何に原因しておるのでしょうか。また、四十年度において一七・一という高い上昇率を示した、その直接の原因は何か、この点伺いたいとおきます。

○久米政府委員 基本的には、たびたび御説明申し上げたように、需要に對しまして供給が追いつかないというのが一般の問題で、それが基調にあるわけでございますが、四十二年には……(極上委員「四十年度一七・一」と呼ぶ)四十年を一〇〇としたしまして四十二年が一七・一と申し上げたわけでございます。四十二年度におきま

しては、豊漁でございましたサバ及びイカを除きまして、他の魚種では生産が停滞いたしましたために、たとえば東京を例にとりまして、四十二年度は前年に比しまして一四〇の値上がりという形になっております。

○極上委員 しかし、最近冷凍品が増加している傾向にありますので、かなり水産物価格に明るい影響をもたらしているというように思われるのですけれども、基本的には安定した需給の均衡がとれているように思う。ゆえに、四十一年の対前年の上昇率が、魚介類の場合は一・八%にとどまったといつても、この価格の停滞は一時的なものではないかと考えるのですが、どうでしょうか。

○久米政府委員 先ほどもちよつと触れたのでございすが、白書で掲げられております四十年から四十一年の伸びが一・八%でございますが、これは三十九年から四十年に相当大幅に上がりまして、たために、それをもとにいたしまして計算いたしましたために、四十年から四十一年の価格上昇は比較的小さくともったこととございします。

○極上委員 漁介類の供給給量の用途別配合の割合を三十六年と四十一年とを漁業白書において比べてみると、国内食用の場合は三十六年が七四%、それであるのに四十一年度は七〇%、国内非食用の場合、三十六年は一八%であり、四十一年は一九%。輸出を見ますと三十六年八%、四十一年度は一%と、三%の伸びを示しておるんです。しかし、ここで問題になるのは国内食用の供給量がマイナス四%になっていることとあります。国内食用向けの供給量が一方向に増加してないばかりか、むしろ減少の傾向にあるということ、は、人口の増加、また消費者の生活水準の向上に伴う需要量が確保されていなくて、ところに大きな問題があるのではないかと私は思うのですが、こういった現象が消費者価格の上昇となつてゐるのではないかと。この点伺いたいと思います。

○久米政府委員 先ほど申し上げましたように、基調をいたしましては需要の伸びが非常に強いので、それに供給が追いつけないということとございしますが、ただいま御指摘の国内食用向けのパーセントは、比率としては落ちておりますけれども、絶対額といたしましては必ずしも落ちておらないわけでございます。全体の供給量が若干ふえておりますので、絶対額は減つておりません、食用向けでございますね。ただ比率といたしましては、御指摘のような比率の変化があるわけでございます。

○極上委員 国内生産者の拡大を推進していった場合、そこには大漁貧乏という姿が出てくるが、関係官庁としてどのような対策を考へておられるか。事実、昨年増産したスケソウの魚価がべらぼうに安く、大漁貧乏を起してゐるという聞か、この点も具体的に伺いたいと思ひます。

○久米政府委員 大漁貧乏の問題は、主として典型的なものがいままでサンマであつたわけですが、サンマにつきましては先般来つと御説明をいたしましたけれども、漁獲量が非常に減りましたために、いわゆる大漁貧乏というものは、ごく局部的には若干ございしますが、全体としてはないわけでございます。しかし、それぞれの多獲性魚につきまして、局部的にはいわゆる大漁貧乏的な現象があるわけでございます。ただ最近、施設関係では相当伸びがありましたので、それである程度の処理をいたしておるというのが現状でございます。

それから、御指摘のスケソウウラにつきましては、御存じのとおりこれにつきましてすり身の技術が導入されて、これは非常に革新的な技術でございますけれども、これによりまして、従来、いわばほとんど商品価値のなかつたものが、あらためて食用原料といたしまして注目されてきました。それでこの漁獲高が非常に伸びましたので、その加工のテンポとのギャップがありまして、たために、一部値下がりがあったわけでございます。

○極上委員 その具体的な今後の対策というものを御持ちですか、これに對して。

○久米政府委員 スケソウを典型的なものとして申し上げますと、これはまさに価格の問題といたしましては、確かに御指摘のような問題があるわけでございますけれども、戦後の漁業生産の中では、ある意味では画期的な問題のように思ひます。つまり、すり身にできるという技術が開発されて、全くいままでわれわれが問題になつた魚種が、相当大きな漁業の対象として浮び上がつてきて、しかもそれが急速に伸びてきたということとございしますので、全体としての漁業生産に大きく寄与したということは言えると思ひます。私ども、一昨年七百万トンをやつとこえたということで大いに氣をよくしたわけでございますが、昨年のまだ最終的な集計はございせんけれども、四十二年度におきまして、七百七十万トン近い総漁獲に上つたわけでございます。これの相当大きな部分が、いまのスケソウに関連があるわけでございます。ただ、いかに急速に伸びましたので、その処理の体制が十分でないというやうなことから、価格におきまして若干の値下がりを見て、いろいろいま対策に奔走いたしておるわけでございます。いずれにいたしましても、すり身の需要が相当ございしますので、そのすり身の需要にできるだけマッチしたやうな形で調整をはかつていく必要があるだろうという考へておるわけでございます。

○極上委員 水産物の価格安定という立場から見れば、これからの水産物供給の内容は、いわゆる需要の質的な変化を考へながら、また、需要度の強い品種に重点を置いていかなければならぬと私は思ふのです。この点はどうかでしょうか。

○久米政府委員 確かに消費の実態が、都市におきましても、農村におきましてもだんだん高度化しておりますので、それに伴つたやうな供給のしかたを考へていく必要があるかと思ひます。

○極上委員 エビの輸入に見るごとく、外国に依存する比重が大きくなつてきたのではないかと。また、一部高級品だけを輸入するのか、この点は

いかがでございましょうか。

○久宗政府委員 御指摘のように、輸入が急速に伸びておるわけでございます。その主体になっておりますのは、エビが非常に目立つわけでございまして、いづれにいたしましても、いわゆる消費支出といわれるものが、経済の変動にかかわらずたいへん伸びをいたしておりますので、それに伴いまして、御指摘のような嗜好の高麗化とも関連いたしまして、エビといったようなものに集中したと思うのであります。相当大きな金額になるわけでございます。私もいたしまして、これをできるだけ国内でカバーできるような措置を、早く実施に移したいと考えておるわけでございします。

お聞き及びと思ひますけれども、この関係の研究は、いろいろ試験段階を経まして、ある程度実施に移されておるわけでございします。もう一息やろうといたしまして、ある海区に相当大量に稚エビを放流いたしまして、それをえさを与えないで天然の状況に置きまして、その大きくなったものを回収していくというやり方がとれば、これが一番おもしろいわけですね。その種の試験を、今年度の予算にも若干組んでおるわけでございします。それが間に合いませんうちに大量の輸入になりまして、非常に大きなウエートを占めておるわけでありまして、なおそのほかにも、輸入関係では、一般に高級魚といわれますものの需要が強いものでありますから、金額にいたしますと相当のものがやはり輸入されておるといのが実態でございします。

○樋上委員 生産地価格が消費者価格に及ぼす影響は非常に大きなものがある。三十五年度以降の生産地価格の動きを見ますと、生産を縮小した年には価格は大幅に上昇を見せて、また豊漁した年には、輸入の増大したとき、価格は横ばい状態といたしたような不安定な動きが見られますが、これに対する処置を考えていらっしゃるか、この点をお伺いしたいのです。

○久宗政府委員 ちよつと御質問の意味を取り違

えておるかもしれません。生鮮食料品について、特に水産物につきましては、産地価格と最終的な消費地におきます価格、これに非常に大きな開きがあるという御指摘をしばしば受けるわけでございまして、もちろんそういう実態があるわけでございますけれども、一つには統計の処理上の問題もございまして、消費地に参ります場合には、比較的高級なものウエートが非常に大きくなります関係もございまして、必ずしもその差をほんとうに的確にあらわしているとはいえない問題がございします。一般的に申し上げて、

しかし、御指摘の点はさようなことではなくて、大勢的に見ましても、相当生産地の価格と消費地の価格との間にギャップがあるということであると思うのであります。私もいたしまして、は、いろいろ御指摘のございましたような、生産地から最終的な消費地に至りますまでの需給の関係をいかに組織立てていくかということが、基本的な問題のように思うわけでございします。その点がまだはなはだ不十分でございしますために、しばしば相当大きなギャップも出るわけでございします。基本的には、生産部面の問題もございしますけれども、陸にあげましてからの一連の施設なりその運用につきまして、総合的な対策を講ずべきだというふうに考えております。

○樋上委員 魚価が、生産地価格から消費者価格としてどのように動いていくかといえ、昨年のサンマの産地平均価格は、キログラム四十二円と聞いております。これは前年より幾分高値になっておりますけれども、これが消費地に流れるときには、キログラム三百円の高値になっているのであります。すなわち、魚屋さんの店先に並べられていいますサンマは、一尾五十円のものにざらだというところでありまして、多獲性魚類として消費者になじみの深いサンマにおいてさきこういう実情であります。すでに大衆魚の値段ではないと思ひますが、政府はどのようにこれを説明されますか。

○久宗政府委員 サンマは全く頭をかかざるを得ないわけでございます。私どもの庶民の感覚と

いたしまして、サンマはこのくらいの値段だといふものが常識的にあつたわけでございます。御承知のとおり、基金も店じまいしなければならぬような状況の変化がございまして、最近この漁が著しく減つておりますために、どうしても最終価格が上がるを得ない。これはまさに需給そのものを反映したものと思ひわけでございします。私もいたしまして、現在の資源の動きにつきまして、もう少しこれを的確にとらえまして、せつかくこれが庶民の魚であつたことから考えまして、その供給をできるだけふやすような努力をいたしたいと考えておるわけでございします。何ぶんにも漁況がひどく変わつておりますので、この問題はなかなかお答えがしにくいわけでございします。

○樋上委員 特にサンマといった場合は、消費者のイメージが大衆魚、安い魚という感じを持つていられるわけでございします。もうすでにそのイメージもなくなつてきているような状態でございます。こういう反面、アフリカから持つてくる冷凍のタヒは一尾三十円前後で買える、こう聞いておるのです。こういった点、政府の魚価安定策に対する矛盾を感じるのであります。この点はどうでしょう。

○久宗政府委員 それぞれ魚の相対価格という問題があるかと思ひます。ございしますけれども、いまのサンマにつきましては、いまお答えいたしましたように、需給関係が根本的に変わつておりますので、たまたまわれわれのイメージから見れば、たいへん高いものになつてきているということに尽きるわけでございします。

あと、アフリカのタイのお話が出ましたけれども、やはり近海におきますものがだんだん減つてまいつております関係上、相当遠いところから運ばざるを得ないというところでございまして、ただ、これらがいわゆる冷凍魚といたしまして相当の処理をして持つてきておるわけでございします。で、必ずしも値段の上で非常にアンバランスであるとは考えられません。一般に、魚がある時期に

出回りましたものの中で、それぞれの相対価格がきまつてくるわけでございしますから、必ずしも非常に高いとは考えられないわけでございします。

○樋上委員 けれども、このタイが一尾三十円ということは事実ですね。冷凍のタイが三十円で買えるという事実は、その点はどうですか。

○久宗政府委員 サンマと比較なさるのでございしますれば、何ともお答えしようがないわけでございします。

○樋上委員 それでは価格安定の基本は、あくまで生産量の増大によらなければならないとされておるけれども、それが計画どおり生産量が増大しなかつた場合どうするつもりか。特に、いま審議されているこの法案の目的はサンマに限られておるのですが、価格安定のための方策として制度化されたと聞いております。しかしながら、その後のあらゆる情勢の変化によつてこの法律がもう必要がなくなつてきた、こういうことですが、こういう状態を整理する事態におちついたということ、政府の魚価安定に対する抜本策が欠けていたと私は思うのですが、この点はどうですか。

○久宗政府委員 弁解がましくなりましてはなはだ申しにくいのでございします。ただ、いろいろな経緯から、魚価安定基金がサンマを中心に運用されたことは事実でございします。サンマにつきましては、いま申しましたように、魚況が非常に変わつてまいりましたので、少なくとも現状で判断される場合、あのような機構でこれを裏打ちしなければならぬかどうかということにつきましては、むしろこれを打ち切りまして、もっと本格的な、魚価安定の名にふさわしい制度なり考え方を組み立ててまいりたいというのが私どもの考え方であるわけでございします。

ただ、この法律ができましたときに、いろいろ不十分だということで御指摘のございました個々の問題につきましては、たとえば冷蔵庫の問題にいたしまして、これはあの当時から見ますと、格段の増強ができておるわけでございします。た

だ、参考人その他からもお話が出ましたように、それらの設備がほんとうにうまく稼働しているかどうかということにつきましては、従来その辺の配慮と申しますか、施策が不十分だったというふうにも考えられるのであります。施設といったしましては相当増強されているわけですが、施設が、あとその施設をもう少しうまく運用する方法はないだろうか。これには、おそらく金融とかいろいろの問題が付随してまいらると思うのであります。が、さようなことが当然考えられてよろしいのではないかと思うのであります。

ただ、これももちろんそれだけではございませんで、やはり生産の増強から最終消費に至るまでのそれぞれの項目につきまして、御指摘のございますような総合的な施策を組み立てる必要があらう。それに向かって、私どももいたしましてはさらに努力をいたしたいと思っておりますのであります。

○樋上委員 水産庁が、生産地における豊漁貧乏と消費地における価格高騰を防ぐねらいで、四十一年から始まった冷凍水産物流通改善事業の経過とその見直しをお伺いしたい。

○久米政府委員 これもすでに触れた問題でございしますが、御指摘の事業は冷凍水産物流通改善事業ということで、主として生産者の団体でございします全漁連が事業主となりまして、流通の関係者、主として荷受け機関あるいは冷蔵業者を含めまして、その協力を得まして、いわゆる多獲性魚を、盛漁期に産地において冷凍いたしまして、これを消費地の冷蔵庫に保管しておきまして、値段が上がりましてときにそれを出しまして需給のバランスをとっていただくというので、これは物価対策の一つの考え方といたしても、試験的にこれに取り組んでみたわけですが、四十二年十二月末までの事業実績で申し上げますと、生産いたしましたものが約一万二千トン、販売いたしましたものが約七千五百トン、こういうことではございします。

これをやってみましていろいろなむずかしい問題にぶつかったわけですが、どんな魚の値段が上がっていく過程でございした点もあらうかと思ひますが、一般の売買をされてるものの中に介入して特殊なものを買付けまして、そしてそれを売り渡そうということになりますと、農産物のように、いわゆる収穫期というものがあつて、年間の需要がある時期に大体の見当がつくというものと違ひまして、時々刻々の動きでございしますので、買い上げてそれを保管いたしまして売り払う、この操作が実は非常にむずかしいわけではございします。

私どもこれをやりながらいろいろなことを知つたわけではございまして、四十三年度も引き続きこの問題につきまして、もう少しこまかい詰めをしようと思つてやっておりますわけですが、このような方式でもって魚の売買にある特別の機構が介入するのはいかどうかという点につきまして、実は率直に申しますと、相当疑問の点もあるわけではございします。これは非常に農産物や何かと違つた意味を持っておりますのじやないかというふうにも思ひますが、せつかくやり出したことでもございしますが、またこれをやりながらいろいろなことともわかつてまいりましたし、関係者には非常に御努力をいただいておりますわけでありまして、もう少し続けまして、これを全体として評価してみたいと思つておるわけではございします。

○樋上委員 この改善事業について、二十二日行政管理局から報告があつたところ聞いておりますが、その抜本的な対策を検討すべきではないかという考えについてどういふ報告があつたか。また、これをどうなさるつもりですか。

○久米政府委員 行政管理局におきましては、一番最近に私どもがやっております仕事でございしますし、またこれが一つのテストケースにもなりまして、いろいろこれについて監査をいただいたわけではございします。ちょうど私どもが、まだ中間的ではございしますけれども、いろいろな難点があ

るなというふうなことでございしたことを、そのまま御指摘を受けたような形になっております。したがつて、私どももいたしましては、このような制度を拡大しました場合に、これでいけるというふうにはちよつと断定しにくいわけではございします。ただ、こういう操作をいたしてみまして、魚の問題について、特別な機構がどういふふうに入介入できるものかという一つの実験にはなるわけではございします。さような意味でもう少しこれを掘り下げてやってみまして、最終的な評価をいたしてみたいと考えております。

○樋上委員 サンマ漁についてであります。最近ソ連の船団が釧路沖から三陸沖、さらに鮎子沖まで大々的に出漁し、多大な漁獲をあげてゐるのですが、その実態についてひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○久米政府委員 御承知のとおり、ソ連におきましては長期計画の中で、畜産の若干の失敗といつたような問題もございまして、相当漁業に大きく依存をした計画が立てられておるようではございします。その中でも、太平洋におきまして相当のウェイトがかかってくるわけではございします。いわゆるサケ・マスでありますとかカニといったもの以外に、相当量のある魚、スケソウとかあるのはサンマといったようなものを漁獲の対象として、いろいろ試験的な作業が進んでおるわけではございまして、日本で主としておるサンマと比較的岸に寄りましてサンマの群、この関係で相当の漁があるように聞いておるわけではございします。

また、御指摘のように、逐年日本沿岸に幾つかの試験操業船が参りまして、関係者の関心を引いておるわけではございしますが、いまのところ、この漁が非常に大きなものであるということはいえないと思ひます。私どももいたしましては、サンマの資源につきましていろいろな考え方があり得るわけではございまして、現在私どもの方とておりますサンマの群のほかに、もう少し沖合のほうに別の系統もあるということもほぼわかつております。

そこで、つい最近でございしますけれども、ソ連と漁業交渉をいたしております過程で、これは日本の漁業条約に基づく委員会の話ではございせんが、昨年からのソ連の間で、漁業関係の技術協力につきましての協定が結ばれておるわけではございします。こちらから向こうの船に乗る、向こうからこちらの船に乗る、こういうことで、それぞれ得意とする漁業につきまして技術者の交流をいたしておるわけではございします。その問題の一端をいたしまして、サンマについては共同研究をやるうじやないかという提案をいたしました。それが採択されたようではございします。考え方をいたしましては、サンマについては直ちに規制するとかそういう問題ではございせん。やはり資源そのものにつきましては相当突っ込んだ検討が要りますし、また、実は知られてゐる部分がまだ非常に少ない、もう少し実態というものをはつきり知つてみたいということがございします。共同研究をしようじやないかという提案をいたしまして、これが採択されたというふうな聞いております。

○樋上委員 ソ連が、昨年度とつたサンマの量は幾らですか。

○久米政府委員 的確な数字があるわけではないのでございしますが、いろいろな点から総合いたしまして、報告書によりまして、大体四、五万トンという数字になっております。

○樋上委員 私も五万トンと聞いておるのです。これはソ連の漁獲倍増五カ年計画によつたものであります。七〇年度には十萬トンを目標としてゐるといわれてゐるのです。そうすれば、今後ますますわが国のサンマ漁業は圧迫を加えられることは明らかであります。そうなつてきますと、政府のほうとしてはこの点どういふ具体策を講じられるか。いまあなたがおっしゃつたように、共同でやつていくというけれども、はたしてそのとおりいくだろうか。特にサンマというところについて、ソ連のほうはだんだん計画を——いま申しましたように、七〇年には十萬トンを見込んでゐるというところから、はたして共同でやつていけ

るようになるかならぬかという事は、甘い考えではないかと私は思うのですが、この点どうでしょうか。

○久宗政府委員 今日までの日ソのいろいろな経緯から見まして、御指摘のような御批判もあり得ると思います。ただ、サンマにつきましても、確かに資源的にも相当問題がある魚種でございます。ほんとうの意味で実態が十分把握できていない問題がございます。したがって、一番関係の深いわれわれの間で共同の研究をいたしまして、漁獲の対象になりますサンマの群につきましても、はっきりしためどをつけたいと思います。いずれにしても、共同調査ということから始めて、必要があればいろいろな協定を結んでいく必要があるかと思っております。

○樋上委員 サンマの資源保護という立場から、わが国だけのサンマ漁を規制するのは国内措置で十分であると思いますが、これだけでは意味がないのでありまして、完全なより効果的な資源対策を実施するには、ソ連の船団を規制すべきであると思うが、その点はどうでしょうか。

○久宗政府委員 たまたま昨年の外国人漁業の規制に関する法律の際にも、いろいろな御議論が出たわけでありまして、サンマで申し上げますと、かりに十二海里の専管水域というものを考えましても、むしろそれよりも外の問題になるわけでございます。いずれにいたしましても、そのときにも申し上げましたように、資源の状態というものを十分掌握した上で、必要がございますれば二国間で漁業のやり方を協定するといったようなしかなかったが、必要でございますというものを申し上げたのであります。サンマにつきましても、まさにそういう性質の問題でございます。ただ資源について、いま直ちに非常な規制をしなくてはならぬかどうかということにつきましては、率直に申しまして、サンマの資源そのものについては、まだまだいづ問題が残っておりますので、まず共同調査から始めまして、必要でございますれば、両方のとり方について相談をしてみ

というのが順序であろうというふうに私どもは考えております。

なお、生物学的な意味の資源のほかに、いわば経済的な要素を加えました資源、これが本来の資源だと思っております。そういう意味から申しますと、生物学的にはかりに問題がないといたしましても、何らかの話し合いをしたほうが適当であるといったような問題もこの問題にはあろうかと思っております。その場合を考えたとき、いづれにいたしましても、もう少し共同調査によってサンマの実態を明らかにして、やはりそれを根拠にいたしまして話し合いをするのが筋であろうというふうに考えております。

○樋上委員 ではしっかりとそういう規制問題、またソ連に対して遠慮がちな日本側でなくて、どんな積極的の働いてもらって、このサンマの資源の点、あらゆる点において十分な政策を行なうていただきたい、こう願う次第でございます。

最後に、小笠原問題につきましても関係しておりますのでお伺いしますが、最近小笠原において、返還もきまつたためか、米軍の監視もゆるみがちであるという聞いておりますが、その監視の目を避けて、過日の新聞でも取り上げておったように思いますが、日本の船による密漁が行なわれておるようですが、その密漁の実態をひとつ教えていただきたい。どういう状態なんですか。

○久宗政府委員 おそらくお話の出ましたのは、新聞にも出ました第七不動丸の問題であろうかと思われまします。これは約八十四トンの船でございますが、いわゆる領海侵犯という形で先方につかまりまして、その後罰金を払って返してもらったという経緯があるわけでございます。これは二月の二十九日の問題でございます。

私どもは、この小笠原返還のお話が出かりましたときから、すでに関係者としては、だいぶ長い時日がたっておりますので、あそこの資源は相当貯金がある、これを、帰るまでによそからとられてしまつては困るという事で非常な心配をしておられましたので、また、あの周辺には相当

多数の県から漁に出ておりますので、万一そういうことがあつてもいかぬと思ひまして、本年度の初めに、農林省へ各県の水産担当官を集めました際に、私からじきじきこの問題につきまして注意を喚起したわけでございます。さらに、二月の二十日には通牒を出しまして、小笠原の復帰が行なわれまして、あそこで一応もとの形の漁が復活するまで、これを乱すことのないようにということとを注意いたしまして、さらに、この事件がその直後に起こりましたので、三月四日に、それをもつて一度確認するような通牒を出しておるわけでございます。たしかこの委員会でも申し上げたと思うのでありますけれども、小笠原の復帰に伴いまして、そこに非常な空白がございますので、とにかく第一義的に考えておりますのは、もとあそこにならなかつた漁業者であつた方が向こうに帰られて、漁なり生活のめどのつくまでは、とにかくその方たちに限り、ほかは一切入れないという大原則でいきなうと考えておるわけでございます。今回、国会のほうにお出ししております法律案に基づきまして、さような措置をもちろんとおると思つておるわけでありま

御指摘のように、いまのところは米軍があそこを管轄した監視をいたしておりますので、それがゆるむというようなことはまずまずないと思うのでありますけれども、この過渡期におきましても問題がないように、わがほうから出ていくのを自粛していくのがそもその行き方であらうということ、再三注意をしております最中であらうという事件が起こりまして、はなはだ遺憾に思つておるわけでありま

○樋上委員 政務次官にお尋ねします。この問題につきましましては、前回あなたに一べん申し上げましたね。この旧島民が帰つたときに、漁場が荒らされておつたというのでは、私は非常に心配だから申し上げた。ところが返還がきまつて、まだ

帰つていないにもかかわらず、こういう日本船が密漁をやつておる。返還になつても、いろいろなやつておる間にどんどん行つて資源をとつてしまふ、その保護ができるか、そういう点をあなたに尋ねたことがありますが、もう言つておるそばからこういうのが出てきておる。この点はどうなんでしょうか。

○安倍政府委員 ただいままで水産庁長官がお答えいたしましたように、あつた不祥な問題が起つたことは、非常に残念に思つておるわけでありま

○久宗政府委員 現在でもこういう事態がござい

○樋上委員 返還後においても、同じことが言えるわけですが、返還後のことはまだきまつてないのですか、どうですか。

○安倍政府委員 返還後は、やはりいまの監視態勢といひますか、日本の領土になるわけですから、海上保安庁その他水産庁の監督のもとに、内地と同じように監視をもちろんやつていくのが当

然であろうと思ひます。

○樋上委員 小笠原付近の魚資源、こうした資源をとる一方で、資源の保護育成ということも当然はからなければならぬ、こう思うのですが、数年のうちに減少してしまうのではないかと。これに對する処置はどのようにするのか、この点を最後にお伺いしたいと思います。

○久松政府委員 これは、別途いわゆる振興対策の中で検討すべき問題だと思ひます。非常な空白のあとでございまして、相当詳細な調査がやはり必要であらうと思ひます。それに基きまして、当然振興対策が立てられるわけでございまして、その一環といたしまして、漁業問題もこの中に織り込んでいくという形にならうかと思ひます。

○樋上委員 では、しつかりお願いいたします。

以上で終わりたいと思ひます。

○足立委員 角屋堅次郎君。

○角屋委員 大臣が後ほどおいでの方でございまして、それまでに政務次官あるいは水産庁の長官に若干お伺いをしてまいりたいと思ひます。

これはむしろ大臣にお聞きするほうがいいのかもしれませんが、参考人招致のときにも私、触れたのでありますけれども、御承知の行政官理行から、「中小漁業に関する行政監察結果に基づく報告」というのがつい最近出されて、これは単に農林省ばかりでなしに、それぞれ関係各省があるわけですが、この中では、中小漁業の振興問題を含めて漁業政策全般にわたるような重点項目について、かなり示唆に富んだ報告が出されております。私はその内容についていろいろ検討してみましたが、これは各省について非常に痛い点もありますし、また水産関係団体等においても十分内容を検討して、そうして前向きに、これらの内容の中で受けとめるべきものは受けとめていくという姿勢が必要だと思ひます。

もちろん、これは行政官理行という、いわば水

産政策論については必ずしも専門家でない立場からの行政監察でございまして、全部が全部問題の的を射ておるかどうかというの、これは受けとめる人によって見解の相違があるだろうと思ひます。私自身もこの全部が全部、こういう問題指摘であつていかどうかという点については、若干疑問を持っておりますが、しかし總体的には、今日水産政策上持つておる問題の相当多くの部分を指摘しておるようには判断をしておるわけですが、この点については行政官理行からも、各省がこれに基づいてどういふふうな対策を考へるかという点についての回答を求めておると思ひます。そこで、これからこの問題の取り扱いを農林省としてどういふふうにしていくつもりであるのか、段取りについてお伺いしたいと思います。

○久松政府委員 昨日もこの問題が出まして触れたわけですが、ただいま角屋委員の御質問にもございまして、私も今回の行政監察の内容につきましては、非常に詳細に検討いただきました。いろいろな御指摘があつたわけでありまして、一々思い当たることが多いわけでありまして、さういふ意味におきまして、しつかりこれを受けとめまして、十分この趣旨に沿つたような形の改善をいたしたいと、基本的には考へております。

○角屋委員 私、いま大臣がおいでになる前に、数日前に行政官理行から出された「中小漁業に関する行政監察結果に基づく報告」の内容について、農林省としてどういふ手だてでこれに應じていくかという質問をしておつたのであります。いま長官から説明がありましたが、この内容の中には、今日水産政策上持つておる多くの問題について触れておられますし、全部が全部正鵠を得ておるかどうかというの、受けとめる人によって見解の相違もあるかもしれせんけれども、やはり非常に問題の指摘について現実的であり、また、今後考へていかなければならぬ問題を相当多く指摘をしておると思ひますので、大臣におかれ

ても、今後の水産政策全体を樹立するにあつて、この内容の指摘を、貴重な問題の指摘として受けとめて前進態勢をとつていただきたい、こういうふうな注文をつけておきたいと思ひます。そこで、大臣にお伺いしたいのであります。せっかくの機会でありまして、魚価安定基金の廃止に伴う法律案と関連して、若干の問題について、基本的な考へ方と今日の情勢についてお伺いしたいと思います。

まず第一は、国際漁業関係の問題でありますけれども、前にも私、日ソの漁業交渉の折衝過程で経過をお聞きしたのであります。非常に難航しておりましたが、すでにカニの問題については、処理が双方で終わりました。サケ・マス最終段階にまで進んでおります。私はこの問題について、国際的な問題もございまして、多くを触れる気持ちはございませんけれども、日ソの漁業交渉の現段階と見通しというのについて、簡潔に大臣からお話を承りたいと思ひます。

○西村国務大臣 すでに済みましたが、現在進行中のこともございまして、それから事柄が外交折衝で、現在、御存じのとおりモスクワで代表団が折衝いたしておりますから、国会の場を通しまして発言したことが、あちらさまに、受け取り方いかんによつては誤解を招いてもいけませんので、事柄によつては、また水産庁長官から正確に事実を補足させることもお許しを願いたいと思ひます。

カニにつきましては、昨年長期取りきめが行なわれまして、それに基づきましてわがほうとしてはまゐりたいてい思つておつたところ、大陸的な資源論というものが出てまいりまして、あちらさまにはあちらさまの立場はあるでしょうが、われわれとしては大陸的な資源論は受け取れない。そこでもつて予定に従つて、準備も要りますから、準備のための出動はいたしました。いわゆる協定に従つての出動でございまして、行く場合にどうするかということになりまして、行く場合にどうするかということを現地ともよく打ち合せて、若干

の日にちの余裕を置いて、円満に妥結したほうがよいだろうという判定のもとに、そういう訓令を出しましたところ、相手国のほうにおきましてもそれを十分認識され、その環境下におきまして、幸い十八日でございましたが、円満のうちに操業開始ということができました。かたわらそれがサケ・マスの交渉に入り得る一つの雰囲気をつくることになつたと思ひます。

そこで、サケ・マスになります。サケ・マスにつきましては、御存じのとおり従来から、わが国の主張しているものとあちらさまの主張しているものとは、食い違ひはもちろんです。平行する面もありまして、ごく最近になりまして、何となく歩み寄つていくという雰囲気の中で現在進行しております。私としては、現地の代表団また相手国のほうの空気等も勘案いたしまして、できる限り予定されておる出漁期に間に合うように円満な妥結を当年度はいたしてまいりたい、こういう考へで、いませつと努力を先づきの機関にしておつておる状況でございまして、

なお、具体的には水産庁長官のほうから、必要がありましてはひとつお聞き取り願いたいと思ひます。

○角屋委員 現段階においては、大臣の御答弁で、おおむね尽きておるかと思ひますが、いまだ国際漁業の問題では、インドネシアの問題がありまして、これはむしろ長官のほうからでもけっこうです。大臣みずからでもけっこうですが、最近、大体大詰めに來ておるかと思ひますので、インドネシアとの交渉の問題について御報告を願いたいと思ひます。

○西村国務大臣 インドネシアにつきましては、昨年總理大臣が参りまして、その際は私も同行いたしました。わき役としては状況を知り、また多少の非公式なお話といひます。あちらさまと対話をいたしたわけでございます。その際に、現地にスペシャリスト、特別委員会をつくつて、高級官吏の間でひとつ詰合おうじやないか、こういうことで、ジャカルタで、十二月に入

ます。今日、まだ確定的にいつ開かれるというところまで、詰めがいつておらないわけでありま

す。私どもの基本的な考え方といたしましては、その後のいろいろな事態から考えましても、去年やりました専管水域の問題との関連から考えましても、私どもの言っておりますことが決してむちゃなことでもございませぬし、当然そうあるべきだと思ひます。この主張はくずさないで、しんぼう強く交渉をいたしたいと考えております。

○角屋委員 国際漁業の面で二、三の問題に触れましたけれども、大臣も御判断のように、これは日中の民間漁業協定問題、あるいは日韓の問題等、日本をめぐる国際漁業の条件というのは、なかなかシビアなものが現実存在をしておるといふのが当面の段階だろうというふうに思ひます。またそれに対処して誤りなく、日本が海洋国日本として、国際漁業の問題について処理していかなければならない。

そこで、一方においては動物性たん白資源に対する国内の国民の需要というものは増大をしております。他面において、大体三十一年以降漁業生産というものが増大傾向にありましたが、ここ数年来、大体七百万トン前後で停滞傾向にある。必ずしも需要に供給が応じられないという状況にある。

しからば、そういう状況の中において、国際漁業の面においてもあるいは沿岸、沖合いを含んだ国内の漁業の面においても、どう対処するかというところになりますと、一つの問題としては、やはり新漁場の開拓あるいは漁場の開発、改良、こういう面を積極的に進めなければならぬ。国際漁業の面では、御承知のように調査船等をつくって、大いに新漁場の開拓に乗り出そうとする。その問題の中では、やはり深層漁場の開拓というものが、国際的にも非常にこの方面の関心が高まっておりますけれども、そういう問題について日本としてどう対処していくのかということも、重要な一つの課題でございましょう。また国内の漁場

開拓の面では、一方においては、やはり公害からくるところの水質汚濁問題、こういうものに対する十分な対処をしなければならぬ。他面においては優良漁場というものを、もつと豊度を高くしていくための漁場の開発、改良を積極的に進めなければならぬ。あるいはまたそれに関連する水質二法の問題、あるいは水産資源保護法の問題等々について必要な改正問題があれば、これを積極的に取り上げて措置をしてまいらなければならぬ。同時に漁場の開発あるいは改良問題については、むしろ新法をつくって積極的に優良漁場の造成に乗り出すべきじゃないかというようなこと等についても、私どもも考えておりますし、また関係業界においてもそういう意見が非常に強い。水産庁においてもそれを受けとめてやろうという機運に今日あると私どもは判断をしておるわけでありま

す。私がここで前置きを若干述べましたけれども、いわゆる新漁場の開拓あるいは優良漁場の開発、改良等々の問題も含めて、今後のその面における考え方をどうやっていくかというのか、その点お答えを願ひたいと思ひます。

○西村国務大臣 いまの国際、国内、特に国際面から漁業に対する環境がシビアであるということ、おっしゃるとおりでございします。したがって、それに対しては海洋国日本、特に世界的にも相当漁労技術もあるし、同時に実績を持っておる日本としましては、現実に処しながら、しかし将来の大局を失わないように、弾力点に外交を通し、同時に国際漁業のいろいろな外交折衝の面におきましては、不断に私どもは努力をしておるというところ、それからいま一つは、新漁場の開拓は、特に四十三年からそれを特別に予算化しまして、力を入れておることは御存じのとおりでございします。われわれ今後これに努力してまいりたいと思ひます。

それから、その他の問題におきましても、国内におきましても生産増強ということとは当然やっておりますけれども、いろいろな御意見が

出ました、水産庁長官からさらにそれを答弁させていただきますと思ひます。

○久米政府委員 新漁場開拓につきましてお話がございましたので、御指摘のございました漁場の生産力をさらに高める施策、それをどうするかという点についてだけお答えいたしたいと思ひます。

これは、私どもも前からその問題と取り組んでまいりまして、御承知のように、相当数の調査をやつてまいりたわけでございます。その中から本年二つを選びまして、農業のほうで申し上げますれば、実施設計の段階に入つてまいりたいというところでございます。何ぶんにもいわば小規模な自然改造でございますので、いままでの他の公共事業関係と若干性質が違いますので、これを行政といたしましてどういふふうに組み立てるかにつきましては、研究すべきものがまだ相当残つておるわけでございます。いずれにいたしましても、二カ所につきましては相当の実施設計の段階に入つた計画をやりまして、それに基づきまして、それをどの程度のめどで考えていったらよろしいか、あるいは行政的めどで考えていったらよろしいか、あるいは行政的めどという問題も含めまして、取り組んでまいりたいと思つておるわけでございます。何ぶんにも初めての仕事でございますし、またやり方によりましては、それが将来の沿岸漁業につきましての大きな基盤になるというふうにも考えられますので、できるだけ慎重にこの問題と取り組んでまいりまして、事業化してまいりたいという気持ちでおるわけでございます。

○角屋委員 いまの国際漁業における新規漁場の開拓、あるいは深層漁場のこれからの調査、さらにそれに基つてその方面に対する漁業の新機軸をさらに進めていくという問題は問題として、この沿岸を中心とした漁場の開発、改良問題については、御承知の農業面では、土地改良法で営、県営、団体営というように形で土地改良をやつていく、あるいは場合には特定土地改良工事特別会計というふうな方式も導入する、ある

いは愛知用水公団方式というふうな形で事業もやつてきた。ところが、日本は四面海に囲まれておるわけでありまして、残念ながら今日沿岸漁業の漁場条件というものが、ある場合には老朽化する、ある場合には公害その他で非常に悪化をしておるという条件のもとでは、動物性たん白資源の需要に十分こたへる体制というものは整備できない。あるいは優秀な後継者を確保して、沿岸漁業の伸展をはかつていくことはできない。やはり基本は生産基盤というものをもつと積極的に導入して、これを開発、改良すべきである。こういうのは、今日時点の一つの大きな問題であると思ひます。

その点では、行管のほうでも問題指摘をしておりますけれども、われわれもかねてから漁場の開発、改良というものが新法としてつくる必要があるんじゃないか、その場合には、単に漁場の開発ばかりでなしに、そこでとれるものを漁業基地で受けとめなければならぬ、それに必要な漁業の機関、施設というものが必要である、それら全体を含めて漁業の基盤整備と受けとめてはどうかというふうな感覚を持っておるわけでありまして、そういう面におけるところの立法、予算的両面の積極的な施策というものが今日望まれてはいるまいか、こういうふうな判断をしておるわけでございます。

たとえば、私の地元を例にとるのは恐縮でございますけれども、真珠の問題で英虞湾というところが一つある。これは真珠の生産基地としては非常に重要なところでありまして、今日漁場の老朽化という問題が現実提起されておる。この点については、農林省でも農業土木試験場の水産部門でモデル的な実験をやつておるけれども、これを実際にやるという場合には数十億の金をかけなければならぬ。そうすると、そういうスケールの漁場改良というものを考える場合には、これは国が中心になつた国営漁場開発方式をとらざるを得ない。それに見合う立法的なものはない。単に英虞湾を例にとりましたけれども、そういう

面を考えてみますと、日本の場合には国営的な規模でやらなければならぬ漁場開発、改良というのは、他にも多く存在をしようことを考えます場合に、そういう方面の立法体系、予算的裏づけ、こういうものを積極的に進めていく必要があるんじゃないか。この問題についてのこれからの考えを、ひとつ承っておきたいと思ひます。

○久米政府委員 これは、昨年私はいく議論をいたした問題でありまして、その過程でもう少し詰めた、こう申し上げたのでございます。幸い四十三年度予算で、いわゆる実施設計的なものが認められましたので、これを詰めてみますと、先ほど申し上げましたようにどういう組織が要るか、かりに法的な根拠はどういう形のものになるかといったようなことも、その実験を通じて固めてまいるといふことになろうと思ひのであります。現在のところでは、業界でも相当これは強い御要望でございます、水産庁がもっと早く踏み切ってくれという希望も実はあるわけでございます。事が非常に重要なことでございますし、また将来に非常によいことにもしなければ、たいへんいい仕事でございますので、若干慎重に取り扱っていただく必要があります。法律そのものにつきましても、最終的にはおそろくそういうものが必要になってくると思ひでございますけれども、その中身を固めますのにも、やはり今回の実験を通じて、もう少し問題を詰めてみたいと思ひておるわけでございます。

○角屋委員 先ほどもちよつと漁業基盤整備という感覚で話したけれども、今度の行管の勧告の中でも、沿岸漁業行政の実効をあげるためには、いわゆる流通加工部門等を含めてのそれを考慮した総合的な地域産業計画の中で対策を講ずるといふ感覚でやるのが、不可欠であるといふやうに問題を指摘しておるわけであります。私はこの問題の指摘は正しいと思ひます。

そういう点で、今回の魚価安定基金の問題は、三十六年の段階で調整組合の法律とともに一体として発足をいたしました、率直に言えば、政府

はわずか八千万円程度の出資をいたしたくらいで、あまり十分なめんどろを今日まで見てきたとは言えない。しかも、あのときに附帯決議として、政府は価格安定対策、流通機構の整備等々を含めて、積極的に所要の立法的、法制的措置を講ずべきである、こういうふうな注文がついたのであります。残念ながらその注文に前向きにこたえたとも言えない。そういう状況の中で、今日魚価安定基金を廃止するという措置に出ることは、私は措置としては遺憾だと思ひます。ただ、現実にはいま魚価安定基金そのものが果たしてある役割りというものは、これで魚価安定対策全般をになうという体制にないことはもちろんでありまして、その点については、この廃止はやむを得ないといひました。これを機会にやはり抜本的な価格安定対策といふものを樹立する、こういうところへ持っていかなければならぬ段階にきていくのじゃないか。

したがって、私が政府にお聞きしたいのは、魚価安定基金の廃止をやる、調整組合のほうは残る——参考人の質問のときに私、言ひましたけれども、夫婦として一体で発足したのであります。が、妻のほうは離縁して男やめだけが残るといふ形で、これで価格安定操作をやろうと思ひても、これはなかなかできない。したがって新しい観点から、多獲性大衆魚の問題を含めた価格安定対策といふものをどうやるかという点についての、政府のビジョンが示されなければならぬ。いま直ちにそういうビジョンが示されなければならぬとするならば、すみやかにそのビジョンを確立していく必要があるだろう、それに基づいての措置を積極的に講じてくる必要があるだろう、こういうふうな思ひわけでありませうけれども、これらの問題に対する大臣の考え方を承りたいと思ひます。

○久米政府委員 確かに御指摘のように、魚価安定基金ができました際にいろいろ附帯決議がございまして、午前中もそれをつつと並べ立てたわけでございますが、最終的には、やはりその総合

的な効果に若干問題がございまして、まだ附帯決議にほんとうにおこたえしているかっこうになっていないと思ひわけでございます。残念ながらサシマそのものにつまましてはああいう漁況になりましたので、今日この段階で、ああいう形の基金をそのまま残すということよりは、思い切つて廃止に踏み切つたわけでございます。御指摘のございましたように、それに伴つて、ではどうするのだというのを的確にお示しするのが当然だろうと思ひわけでございます。しかしながら、この附帯決議で御指摘いただいたものの宿題につきましても、個別には私どもは相当やつたつもりでありますけれども、やはり問題が残つておりますので、もう少し時間をいただきます、魚価安定といふきわめてむずかしい問題につきまして、少なくとも総合性があると御評価いただけるようなものををつくりたい、実は考えておるわけでございます。

行管のほうの御指摘も、魚価安定基金は問題があるけれども、それをむしろつと総合的に何か案を考へるべきではないかという御提案であつたように思ひます。そういう意味からも、実は昨日も申し上げたのであります。が、私どももこの問題は片手間でできませんので、現業から切り離しまして若干のグループをつくりまして、すでに半年にわたつて先の問題を実は干しておるわけでございます。今日、まことに残念でございますが、それがしほり切れません、対策をすぐお出しする段階にございませぬ。しかし取り組み方としては、例の漁港の今後の計画の問題もございませぬ、さうなものと関連いたしまして、本氣に取り組みたいと思ひておりますので、なお若干時間をいただきたいと思ひます。

○角屋委員 この点では、官城参考人の御意見等も貴重な問題提起であつたと思ひます。私どもも貴重な問題提起であつたときに、私の名前を出したのですが、これは今日時点で、私ももう一回見直す必要があると考へておりますけれども、

も、いま長官の御答弁のような趣旨で、積極的にこの問題については総合対策の樹立、そしてその実施という方面で努力してもらいたいといふやうに、強く要請をしておきたいと思ひます。

それから農林漁業金融公庫法の一部改正の段階で、総合的に漁業金融の問題を議論すればよかったわけでございますけれども、問題がある程度残した面もございまして、きょうここでこれらの問題を全体的にやろうとは思ひませんが、やはり本年度の予算編成の過程でも大臣御承知の、問題になりました点に、農業近代化資金といふものが、創設されて相当経過しておりますが、やはり漁業の伸展のためには、制度金融のみならず系統の活用による漁業近代化資金の創設といふものも、積極的に取り上げてはどうかという関係業界の強い要請もあるわけでございまして、これは単に沿岸漁業面ばかりでなしに、中小漁業面のカツオ・マグロあるいは真珠等を含めた関係業界も、この創設を強く望んでおるわけでございます。

私ども承りますところでは、政府与党としては関係業界との間で、来年の一月を目途に、これらの問題についての成案を得る方向で努力をするという話になっておるやに聞いておるのでありますけれども、来年の一月といへば新年度予算がすでにきまる時期であり、あるいは政府案としてはきまつておる時期である。あるいは通常国会に向けて法案の準備も整備しなければならぬ時期である。したがって、そういう諸般の情勢から判断いたしますと、来年の一月といふことは、漁業近代化資金の創設は、来年の通常国会を目ざして政府としては努力をするといふやうに判断をしてよろう、こういうふうな思ひつておるわけでありませう。私は、できれば参議院議員選挙後の臨時国会にこの法案が出せればなおさらけっこうだと思ひますけれども、この漁業金融全般の中で、いま言った漁業近代化資金の創設問題も含めて、これからの新しい展望を大臣としてはどういふやうにお考へになつておるか、御見解を承りたいと思ひます。

○西村國務大臣 漁業近代化資金は、昨年の予算編成期におきます経緯等も私、十分存じております。そこで、最終的には農林、大蔵両大臣の間でも実施しようというめどはもうすでに立っております。したがって、その準備の調査をすでに始めております。これは当然できるだけすみやかに実施の段階に近づけるように努力してまいりたいと思っております。

○角屋委員 この機会に、さつき英虞湾のことをちよつと言いましたが、今度の通常国会に出す予定でおそらく出し得ない段階にきているのじゃないかと思うものに、真珠事業法の一部改正の問題があるわけです。私は長官にも前から申し上げておりましたが、真珠の数年來の不況に対する当面の緊急対策、あるいは輸出産業としての真珠の重要性から見た長期展望に立つ真珠の恒久対策というもの、真剣に考えなければならぬ段階にきておる。したがって、それは単なる真珠事業法の一部改正でもって事足りるというわけにいかない。むしろ考え方を要するならば、真珠事業法というふうなものを廃棄して、新しい観点から、短期及び長期を展望した新法樹立という構想で考えてみてはどうかとさえ思っておるわけでありまゝ。あるいは真珠事業法をこの国会に出すやに記事も載っておりましてけれども、いろいろ内容等の折衝について、私どもも必ずしも知らぬわけではありませんが、真珠事業の振興のために事業法の改正問題、あるいは私がいま言うように、基本法とまでは言えないけれども、新法樹立という観点から、短期及び長期を展望した考え方を導入してはどうか、こう思っておるのですが、それらの問題は今日時点ではどういふふうになっておるか、御見解を承りたいと思ふ。

○久米政府委員 真珠の対策といはしましては、ただいま御指摘のございましたように、考え方としては、この段階までまいりましたので、抜本的な改正をやりたいということで今日まで準備をしてきたわけでありまゝ、諸般の事情でおくれています、今国会に提出できないで非常に残念に思つておる次第であります。

考え方といはしましては、角屋委員の御指摘のように、部分的に扱ひましてもいかぬ問題でありますし、生産部門から最終の問題まで含めまして一つの貫した考え方を貫きたいということで、そういう取り組み方をいたしたわけでございますが、法律の形にいたしてみますと、基本法という形で全部一貫して書くのも一つの方法だと思つてございまして、それぞれ漁業法との連れ連れの問題が一つあるわけでございます。またもう一つは、これは国会でも非常に御勉強いただきまして、すでにつくつていたいただいております輸出産業の振興に関する法律というものもございまして、法律の形といたしましてはそれらを結び合わせて、一連の真珠対策という形になるわけでございます。さような意味で、実は私どももここで法案が出せるという前提のもとに、すでに輸出関係につきましましては組合を結成いたしまして、ある種の動きに入つておるわけでございます。たまたま法律のほうがおくられてしまひましたので、実は困却してあるわけでございますが、これももちろん現在の真珠の段階から申しまして、日本側で真珠問題と本格的に取り組んでいくということが世界市場におきます影響もあると考えますので、若干時期はおくれましても急ぎこの問題を解決いたしまして、できるだけ早い機会に国会のほうにお願いをいたしたいと思つておるわけでございます。

形といたしましては、私どもの中でも基本法的な取り上げ方も一時考えてみたのでありますが、いろいろ法制当局と当たつてみますと、やはり幾つかの法律にまたがった施策にならざるを得ないと思ひます。したがひまして、一番根っこはもちろん生産段階への規制に出発いたしまして、順を追つて各段階の問題に触れていくわけでございます。したがひまして最終的な形は、いわゆる一本の基本法で全部を補うという形にはならぬと思つてございまして、御趣旨は、まさにそういう単なる生産面だけの問題ではないわけでございます。

ますので、さような意味のものに組み立てまして、御審議をいただくように準備いたしたいと思つております。

○角屋委員 漁業基盤整備の中では、漁港問題が一つの重要な柱になりますけれども、この問題は、第三次漁港整備計画がまだ期間中でございまして、政府としても今年中に、改定問題といひますか、新しいいわば第四次漁港整備計画というものを鋭意検討中だと思ひます。その場合の検討の前提としては、従来八年間という期間が、物価の上昇その他もありまして、最初予定した整備計画全体の所要の事業費というものが、だんだん実態に合ふなくなつていくことと、多くのこの種計画といふのは、五十年で計画をするということもございまして、計画期間についても、八年といふのを五年といふふうな点についても、考えてみてはどうかという感じを率直に持ちます。

それと、やはり道路、港、漁港、これはいろいろも産業基盤の基本問題であります。これらの問題の中で、漁港問題といふのは予算ワケとしても非常に微弱である。したがって、この際新しい第四次漁港整備計画の樹立に向けては、もつと積極的に予算の拡充をはかるべきであらう、こういうふうにも思ひますし、また行管の今回の勧告の中でも、中核漁港という構想が出ております。同時に、これは農林漁業基本問題調査会の漁業問題の基本問題と基本対策の中でも、いわゆる漁業経済圏あるいは中核漁港といふふうな問題の提起がございまして、これらを含めてこれから沿岸、沖合いを含めた漁業の発展、あるいは国際漁業の基地としての問題等々を含めて、新しい観点から第四次漁港整備計画の基本的構想といふものについては、現在の時点及び将来の時点に即応するような体制といふものを積極的に導入する必要があるであらう。というのは、漁船も大型化をし機械化をし、かつてのポンポン船あるいは帆船の時代と違つたスケールに急速に伸びつつある、その要請にもこたへなければいふことであるかと思ふのですが、今日の検討段階はどういう考

方のもとにおいて進めておるか、この点お伺ひしたいと思ひます。

○久米政府委員 ただいま漁港の進め方につきましての御意見があつたわけでありまゝ、私ども全く同感でございます。さような取り組みをしたいと考えては準備に入つてきておるわけでございます。

確かに御指摘のございましたような、八年といふような計画でやつたわけでございますが、当時の一般的な国の経済計画との関連も考へてさうな形になつたと思つたわけでありまゝ、結果から見ますとこれがあだになりまして、どうも非常に途中で切りかえにくい。二、三回チャンスをとりました結果、非常にまずい結果になつたわけでございますが、この点は十分反省しまして、適当な期間で全体との関連がとぎれないような対策がぜひ必要であらうといふふうに思つております。

なお、四十四年度からということですが、前から申し上げておりました、実は本年はそれとの関連におきまして若干の調査費が出まして、いわゆる狭い意味の漁港よりはもう少し背後地も含めまして、あるいは今日御議論になつておりますような流通加工その他の問題もできるだけ織り込んだような形のもの、実は考えたいと思つております。何ぶんにも非常に大仕事で、現在進行しておりますのは、それぞれ分担してその素材を集めておるわけでありまゝ、漁港そのものの計画といたしましては、今日までやつてまいりましたような骨組みを一応頭に置いて、それにその他の要件をどのくらいいせられるだろうかという形で苦慮しております。しかしそれがもつと本格的に、背後地の問題でありますとか、社会資本の投下の帰趨あたりがわかつてまいりますれば、できるだけおもしろいものを持ちたいと思つたわけでありまゝ、実は少し問題が大き過ぎまして、まともなものが現在の段階であります。

しかし、繰り返して申しますように、若干の調査費もいただいておりますので、できるだけ早く結めまして、考え方といはしましてはもう少し広

い意味の、漁業の基地というような観点でもし計画が組めればと思つて、欲ばつて考へておるような次第であります

○角屋委員 魚価安定基金の解散に関する法律案の内容については、同僚議員からいろいろ今日まで審議がされておりますので、私も数点あげましたけれども、多くは、重複する面もありますので省略いたします。さらに中小漁業振興法の法定に伴うその後の問題点というものについても、若干議論したい点もございますし、水産政策全般の問題についても、本来ならばもっとじっくり議論すべきであらう、こう思いますが、同僚委員みなそれぞれお待ちでありますので、本日の質問はこの程度にとどめておきます。

○足立委員長 他に質疑もないようでありますので、本案に対する質疑はこれにて終局いたします。

○足立委員長 これより本案を討論に付するのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

〔賛成者起立〕

○足立委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○足立委員長 この際、本案に対し、角屋堅次郎君外三名から、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四派共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨説明を聴取します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党を代表して、ただいま議決されました魚価安定基金の解散に関する法律案に対し、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。
魚価安定基金の解散に関する法律案に対する附帯決議(案)

魚価安定基金の解散は現段階においてはやむをえないものと認められるが、多獲性水産動物の価格安定対策の重要性は何ら変りがないところである。

よつて、政府は、今後新たな観点から魚価安定のための総合的対策を樹立すべきであり、特に沿岸漁業および中小漁業振興のため、すみやかに左記事項の実現を図るとともに水産施策全般にわたつて積極的な推進を期すべきである。

記

一 漁場の開発、改良等漁業生産基盤の整備充実を図り生産の増強に資すること。

二 産地における処理加工施設の整備、輸送の合理化、冷凍魚の普及その他水産物の消費改善等流通の近代化の施策を強力に推進すること。

三 前記の各施策のほか、漁業金融制度および漁業災害補償制度の充実等の施策を含めて、水産物価格安定のための総合的対策を講ずること。

右決議する。

これら各事項につきましては、去る四月十七日以降における委員会の審査を通じて十分審議されたところでありますから、この際説明を省略させていただきます。

何とぞ各位の御賛同をお願いいたしまして、提案の説明を終わらせていただきます。

○足立委員長 以上で趣旨説明は終わりました。本動議に対し、別に御発言もないようでありますので、直ちに採決いたします。

角屋堅次郎君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○足立委員長 起立総員。よつて、本案に附帯決議を付することに決しました。
この際、ただいまの附帯決議について政府の所

信を求めます。西村農林大臣。

○西村國務大臣 ただいま御決定をいただきました附帯決議につきまして、政府といたしましては御趣旨を尊重して、努力してまいる所存でございます。

○足立委員長 なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○足立委員長 次回は明二十五日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十一分散会